

(午前9時00分 開会)

○浅井議長 おはようございます。本日、予算審査特別委員会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様には早朝からご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託を受けました平成17年度斑鳩町一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算についての審査を行っていただきますが、会議に先立ち、正副委員長を互選していただきますため、暫時休憩いたします。

(午前9時00分 休憩)

(午前9時01分 再開)

○浅井議長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長には森河委員、副委員長に三木委員を互選されましたので、お2人にはよろしくお願いいたします。

ここで、委員長と交代のため、暫時休憩いたします。

(午前9時02分 休憩)

(午前9時03分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

皆様のご推挙によりまして、予算審査特別委員会委員長を務めさせていただきます。三木委員とともに委員会の運営に当たらせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

理事者各位におかれましても、的確な説明、答弁をされるように努められ、スムーズな審査ができますようお願いをいたします。

それでは、ここで署名委員を委員長において指名いたします。

三木委員、西谷委員の両委員を指名いたしますので、両委員にはよろしくお願いいたします。

初めに、町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○小城町長 おはようございます。去る3月2日の本会議から付託されました議案の第20号、平成17年度斑鳩町一般会計予算について、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号の7議案の予算につきまして慎重審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますことを心からお願いいたしまして、開会の言葉とさせていただきます。

○森河委員長 それでは、本会議から付託を受けました議案第20号、平成17年度斑鳩

町一般会計予算について、議案第21号、平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第22号、平成17年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、議案第23号、平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第24号、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第25号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第26号、平成17年度斑鳩町水道事業会計予算について、以上7議案を一括上程し、議題といたします。

初めに、審査方法についてお諮りをいたします。

最初に、一般会計について審査することとし、理事者から一般会計の総括説明と歳入全般についての説明を受けた後、これに対する質疑を行い、次に歳出について、第1款から各款ごとに説明、質疑を順次行うこととして、一般会計の審査を行い、次に各特別会計の審査については、会計ごとに全体の説明を受けた後、それぞれ質疑を行うことで審査を進めていきたいと思っております。

このような順序で行っていききたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ・川委員。

○・川委員 異議はないのですが、各資料等先にもらっていますので、できるだけ簡易というのか、16年度と特に変わったところとか特長のあるところだけ説明してもらって、できるだけ簡単に説明していただけるように、各説明者をお願いしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○森河委員長 ただいま・川委員から、ご承知のとおりご意見いただきましたので、そのように理事者側も運んでいただくようお願いをしておきたいと思っております。

初めに、議案第20号、平成17年度斑鳩町一般会計予算についての審査に入ります。

総括説明と歳入全般についての説明を求めますが、本会議初日に町長から施政方針について詳細な内容の説明を受けております。この説明を受けていることを前提に、これと重複しない内容での説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、議案第20号、斑鳩町一般会計予算の総括説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第20号 平成17年度斑鳩町一般会計予算について

標記の件について、地方自治法第211条第1項の規定により別紙のとおり提出し、

議会の議決を求めます。

平成17年3月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、一般会計予算書に基づきまして、ご説明をさせていただきます。その前に、本町の財政事情等についてご説明を申し上げたいと思います。

平成17年度における本町の財政事情でございますが、歳入面では配偶者特別控除の上乗せ部分廃止等の税制改正や、たばこ税などの増による町税の増収、「三位一体改革」に係る政府・与党協議会の合意に基づく地方交付税総額の確保などにより、平成17年度の特例債を除く一般財源総額は、前年度と比較いたしまして8344万円、1.4%の増となっております。しかしながら、その構造は、町民税では、地価の下落に伴う固定資産税の減収がみられ、また通常収支に係る、地方財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として許可される臨時財政対策債が平成16年度許可予定額と比較いたしまして、1億1,1330万、23.2%の減額となるなど引き続き厳しい状況が続いております。

一方、歳出面におきましては衛生処理場に係る修繕費が事業完了により、維持補修費では9,328万円、42.2%の減となったものの、JR法隆寺駅周辺整備、都市計画道路法隆寺線をはじめとする都市基盤の整備、史跡中宮寺跡整備など文化財の保存、継承への取り組みにより、投資的経費が2億3,090万円、15.3%の増、また未来を担う子どもたちの教育や保育、住民の健康対策、環境問題への対応、その他各分野において相当額の財政需要があることから、大幅な財源不足が生じたところでございます。

このため職員総数の抑制、町三役、教育長の給料の抑制、および部課長級の管理職手当の抑制などによる人件費の縮減や、委託料を中心とした施設管理費等の縮減、県内出張に伴う日当の廃止などにより、経費の縮減を図る一方、臨時財政対策債、減税補てん債などの特例的な町債を確保するなどをいたしまして、その対応に努めておりますが、なお不足する財源につきましては、やむを得ず、公共施設整備基金、都市計画事業整備基金の活用などにより財源を捻出し、収支の均衡を図ることといたしております。

このように引き続き厳しい社会財政状況の中ではありますが、限られた財源の中で、行政サービスの維持・向上に努めていくために、真に優先度の高い施策・事業に重点的な配分を行い、今、求められている行政課題に果敢に取り組み、第三次斑鳩町総合計画に掲げた主要施策の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。以上、簡単であ

りますが、本町の財政事情についての説明とさせていただきます。

それではお配りいたしております、予算書1ページをお開きいただきたいと思います。
1ページについて朗読説明をさせていただきます。

平成17年度斑鳩町一般会計予算

平成17年度斑鳩町一般会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出、それぞれ86億3,000万円とする、歳入歳出予算の款項および当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2条債務負担行為によるということをございまして、9ページをお開き願いたいと思います。

第2表の債務負担行為で、債務負担行為の予算について定めております。その内容については、斑鳩町土地開発公社が資金調達として借入れたことによる債務の保証と、同公社に依頼しております都市計画道路利用用地取得等に係る事業の債務の負担となっております。

次に地方債でございます。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、第3表地方債による。

これについては10ページをお開き願いたいと思います。

第3表地方債で、平成17年度予算において借入れを予定している町債について、その起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法について定めております。

その内容についてご説明させていただきます。予算書の43ページをお開き願います。

初めに、第1目の農林水産業債では、ため池整備事業債といたしまして県営事業として取り組んでいただいております天満池事業の県への負担金に係る町債180万円を計上いたしております。これについては、起債充当率90%、交付税の措置率30%を見込んでおります。

また、土地改良事業債として、農道整備等に係る町債3,300万円を計上いたしております。これについては、資金手当として借入れるものでございまして、起債充当率

は100%となっております。

次に、第2目の土木債でございますが、地方特定道路整備事業債として、法隆寺線整備事業に係る町債5,500万円を計上いたしております。これにつきましては起債充当率100%、交付税の措置率は資金手当として借入れるものを除きまして30%を見込んでおります。

また、まちづくり事業債として、法隆寺藤ノ木線整備事業に係る町債310万円を計上いたしております。これについては、起債充当率75%、交付税の措置率7.5%を見込んでおります。

JR法隆寺駅周辺整備事業債といたしましては、駅舎橋上化等に係る町債3億9,670万円を計上しております。これについては、起債充当率75%と100%の2種類を活用し、交付税の措置率につきましては、資金手当といたしまして借入れる分を除きまして22.5%と見込んでおります。

次に、第3目の教育債であります。中宮寺跡史跡用地購入事業債として、史跡中宮寺跡の史跡用地の購入に係る町債2億7,710万円を計上いたしております。これにつきましては、起債充当率100%と75%の2種類を活用いたしております。資金手当として借入れる部分を除きまして、後年度の元利償還に対し、国、県から合わせまして90%の補助が受けられる仕組みとなっております。

次に、第4目の災害復旧債でございますが、平成16年10月に発生いたしました野外活動センター進入路土砂崩れの復旧工事に係る町債280万円を計上いたしております。これにつきましては、起債充当率100%、交付税の措置率は財政力において措置される仕組みになっておりますが、約50%を見込んでおります。

次に、第5目の臨時財政対策債では引き続き地方負担分の地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される臨時財政対策債3億7,490万円を計上しております。この臨時財政対策債の元利償還相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需用額に参入されることとなっております。

最後に第6目の減税補てん債では、恒久的減税の実施に伴う減収の一部に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行するものでございまして、4,400万円を計上いたしております。臨時財政対策債同様に、元利償還相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需用額に参入されることとなっております。

以上、町債の合計は11億8,840万円となり、前年度と比較いたしまして8億4,

700万円、41.6%の大幅な減となっております。町債についても、JR法隆寺駅周辺整備事業、中宮寺跡史跡用地購入事業等の資金確保を図りながらも、将来の公債費負担の軽減を図るに、その発行抑制に努めた結果、平成16年度に実施いたしました減税補てん債の借換えを除く比較で2億2,510万円、15.9%の減となっております。

なお町債残高の見込みについては194ページをご覧くださいと思います。

一般会計における平成17年度末の町債残高は89億5,613万3,000円となる見込みでございます。水道事業、公共下水道事業を合わせまして、合計残高は168億3,593万円となる見込みとなっております。

それでは、1ページにお戻りいただきます。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は15億円と定める。

次に、(歳出予算の流用)でございます。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、一般会計歳出予算の関係からご説明を申し上げます。

歳出予算の各費目の詳しい説明については、後ほど各部長の方からご説明いたしますので、私の方からは簡単に予算の目的別に沿って、前年の予算額との比較とその主な事業、そして性質別の主な増減についてご説明をさせていただきます。

それでは、まず目的における前年度の予算額との比較と、その事業についてご説明いたします。予算書の13ページと合わせまして、予算関係参考資料の3ページをお開き願いたいと思います。

初めに、第2款の総務費について、8億7,820万9,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして5,185万円、5.6%の減となっております。

主な取り組みについては、コミュニティバスの運行で924万円、職員研修の実施で

194万6,000円、広報誌の充実で413万6,000円、財政健全化検討住民会議の運営で30万5,000円、土地開発公社経営健全化の促進で177万5,000円、文化振興財団への支援で636万6,000円、男女共同参画社会づくりの推進で288万2,000円、女性総合相談の実施で50万円、宝くじ文化公演の実施で43万9,000円、地域防犯の推進で88万8,000円、青少年健全育成の推進で233万8,000円、国勢調査の実施で1,086万5,000円を計上いたしております。

第3款の民生費でございますが、17億709万5,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、4,728万円、2.8%の増となっております。

主な取り組みについてでございますが、社会福祉協議会との連携で3,930万円、民生児童委員活動の支援で385万円、国民健康保険事業への支援で7,388万6,000円、在宅介護支援センターの充実など高齢者福祉の推進で2億5,358万7,000円、医療費の助成で1億1,387万3,000円、人権問題の啓発で137万3,000円、障害者支援費制度などの障害者福祉の推進で2億4,634万5,000円、介護保険事業への支援1億9,782万2,000円、児童手当の給付で1億1,090万円、保育体制の充実などの児童保育の推進で3億2,760万円をそれぞれ計上いたしております。

第4款の衛生費につきましては、9億2,332万3,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、1億2,778万1,000円、12.2%の減となっております。

主な取り組みでございますが、愛と輝き夢フェスタの開催で230万円、高齢者インフルエンザ予防接種など感染症予防の対策で3,451万4,000円、乳児健診などの母子保健の推進で671万1,000円、基本健康診査などの健康づくりの推進で6,571万5,000円、ISO14001の推進啓発などの環境対策で273万円、ごみの減量化、資源化、衛生処理場の維持管理などのごみ、し尿処理で6億1,685万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に第5款の農林水産業費でございます。1億3,644万2,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして2,272万1,000円、14.3%の減となっております。

その主な取り組みにつきましては、産業フェスティバルの開催などの農業振興で69

1万4,000円、農道等の土地改良事業への対応で7,549万1,000円、生産調整推進対策の推進で594万円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、第6款の商工費でございますが、1億576万9,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、3,802万7,000円、26.4%の減となっております。

その主な取り組みでございますが、シルバー人材センターの充実で1,043万円、商工会に対する支援で1,300万円、債務保証による支援体制の整備で300万円、観光協会に対する支援で950万円、外国人旅行者の誘致で69万5,000円、木造世界遺産の活用で158万9,000円、観月祭の開催で344万1,000円、斑鳩の里ふるさと秋祭りの開催で500万円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、第7款の土木費でございますが、18億6,618万9,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして8,323万9,000円、4.7%の増となっております。

その主な取り組みでございますが、道路の新設改良で2億3,900万円、法隆寺線の整備で1億4,246万円、公共下水道事業への支援で3億4,021万2,000円、法隆寺藤ノ木線の整備で926万円、景観形成作物の栽培で313万5,000円、JR法隆寺駅周辺整備の推進で8億6,270万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、第8款の消防費でございますが、3億2,759万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして674万4,000円、2.1%の増となっております。

主な取り組みについては、西和消防組合との連携といたしまして、2億9,245万1,000円、消防団の運営といたしまして1,723万7,000円、災害物資の備蓄として300万円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、第9款の教育費でございますが、11億4,769万1,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1億3,567万1,000円、13.4%の増となっております。

その主な取り組みでございますが、小中学校講師の配置で2,066万円、小中一貫教育の調査研究で120万円、子ども安心安全メールの配信で65万円、学校校舎の耐震補強で600万円、新規格机、椅子の購入で632万5,000円、学校図書の本の整備

で297万7,000円、情報教育の推進で2,348万4,000円、総合的な学習の推進で150万円、日本伝統文化の学習で70万円、斑鳩の里文化芸術祭の開催で180万5,000円、町内遺跡の発掘調査保存で500万3,000円、史跡藤ノ木古墳の整備で663万5,000円、史跡中宮寺跡の整備で3億2,640万3,000円、史跡藤ノ木古墳発掘調査20周年記念事業の開催で83万5,000円、図書館サービスの充実で1,218万円、町立図書館蔵書の充実で2,000万円とそれぞれ計上いたしております。

第10款の災害復旧につきましては、280万6,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして280万円の増となっております。昨年10月に発生した、野外活動センター進入路土砂崩れの復旧工事として280万円を計上いたしております。

第11款の公債費でございますが、13億7,913万3,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、6億5,547万円、32.2%の減となっております。平成15年度までに借入れを行いました町債の元利償還と、平成16年度に借入れを見込んでおります町債の利子償還及び一時借入金の利子を計上いたしております。

続きまして、性質別において前年度の予算と比較して大きく増減があったものについてご説明をさせていただきます。予算関係参考資料の13ページをお開き願いたいと思います。

初めに、義務的経費であります。35億7,707万円を計上いたしております。平成16年度に実施した減税補てん債の完了により、前年度と比較いたしまして7億558万3,000円、16.5%の大幅な減となっておりますが、これを除く比較でも8,368万3,000円、2.3%の減となっております。

人件費では職員の退職、町三役、教育長の給料の抑制および部課長級の管理職手当の抑制などにより、前年度と比較いたしまして、3,633万9,000円、2.1%の減、また、扶助費においても障害者支援費制度に係る扶助費について、制度の導入から2年が経過し、おおむねその所要額を見込めるようになったことから、前年度と比較いたしまして1,126万4,000円、2.4%の減となっております。

また公債費におきましても、減税補てん債の借換えを除く比較で、前年度と比較して3,608万円、2.6%の減となっております。

次に、経常的経費であります。32億7,468万9,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1億4,417万1,000円、4.2%の減とな

っております。

物件費では委託料を中心とした施設管理費等の縮減で905万5,000円の縮減、県内出張に伴う日当の廃止で157万6,000円の縮減等により、前年度と比較いたしまして1,763万4,000円、1.1%の減となっております。

また、維持補修費につきましても、衛生ごみ処理場の大規模修繕の完了によりまして、前年度と比較いたしまして9,328万円、42.2%の減となっております。

また補助金等につきましては、社会福祉協議会補助金817万7,000円の減、文化振興財団の補助金313万4,000円の減と、衛生処理場周辺対策整備補助金の減などにより、前年度と比較いたしまして5,437万7,000円、7.2%の減となっております。

一方、繰出金については、公共下水道事業特別会計繰出金が公共下水道の一部供用開始に伴い、事業加入負担金や使用料の収入が見込めるようになったことから、前年と比較いたしまして845万3,000円、2.4%の減となったものの、老人保健をはじめとする社会保障関係への特別会計繰出金が増加したことによりまして、前年度と比較いたしまして2,112万円、2.5%の増となっております。

次に、投資的経費でございますが、17億3,799万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして2億3,090万円、15.3%の増となっております。

これにつきましては、法隆寺線の整備、法隆寺藤ノ木線の整備に係る事業費は減額となったものの、JR法隆寺駅周辺整備の推進、史跡中宮寺跡の整備に係る事業費が増額となったためでございます。

以上、簡単であります。目的別および性質別による歳出予算の説明とさせていただきます。

続きまして、一般会計歳入予算についてご説明申し上げます。予算書の14ページをお願いいたします。

併せまして、予算関係参考資料の4ページから10ページにかけての説明となります。各税目ごとの積算内容を添付しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

それでははじめに、第1款の町税についてご説明申し上げます。町税全体といたしましては27億4,760万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、1,070万円、0.4%の増となっております。所得の低下によります町民税の影響、地価の下落による固定資産税の減収がみられるなど、依然として厳しい状況となっております。

ます。引き続き課税客体、課税標準額の的確な把握や着実な滞納整理を図り、町税収入の確保を図ってまいりたいと考えております。

各税目ごとに、前年度の予算額と比較いたしましてご説明いたしますと、第1項、町民税については12億3,390万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、3,210万円、2.7%の増となっております。

次に、15ページの第2項の固定資産税でございます。11億6,110万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、2,560万円、2.2%の減となっております。第3項の軽自動車税につきましては、3,160万円を計上しております。前年度と比較いたしまして160万円、5.3%の増となっております。

次に、16ページでございますが、第4項のたばこ税について、1億9,400万円を計上いたしております。前年度と比較して900万円、4.9%の増となっております。

次に、17ページに移りますが、第5項の都市計画税については、1億2,700万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして640万円、4.8%の減となっております。

続きまして、第2款の地方譲与税についてであります。地方譲与税全体では1億7,800万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして5,270万円、42.1%の増となっております。第1項の所得譲与税では1億30万円を計上いたしております。平成17年度の所得譲与税については、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、その総額を都道府県へ総額の5分の3、市町村へ総額の5分の2を譲与することとされており、譲与基準は平成16年度と同様に人口によることとされております。

続きまして18ページに移りたいと思います。第2項の自動車重量譲与税でございます。5,830万円、第3項の地方道路譲与税で1,940万円をそれぞれ計上いたしております。これにつきましては、それぞれ平成16年度の交付見込額として地方財政計画等をもとに算定を行い計上したものでございます。

次に、19ページでございます。

第3款の利子割交付金でございます。3,300万円を計上いたしております。前年度と比較し900万円、21.4%の減となっております。これについては、低金利時代を反映した予算計上となっております。

次に、第4款の配当割交付金については1,460万円を計上いたしております。前

年度の予算額と比較して660万円、82.5%の増となっております。これについては平成16年度交付見込額として地方財政計画等をもとに算定を行い計上したものでございます。

次に、20ページでございますが、第5款の株式等譲渡所得割交付金でございます。340万円を計上いたしております。前年度と比較し60万円、15%の減となっております。これについては平成16年度交付見込額、そして地方財政計画等をもとに算定を行い計上させていただいております。

次に、第6款の地方消費税交付金については、1億9,000万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして2,150万円、12.8%の増となっております。これについても平成16年度交付見込額、そして地方財政計画等をもとに算定を行い計上いたしております。

次に、21ページでございます。第7款のゴルフ場利用税交付金については、4,000万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして450万円、10.1%減となっております。これについては、ゴルフ場業界の厳しい経営運営状況を反映した予算計上となっております。

第8款の自動車取得税交付金については、4,490万円を計上いたしております。前年度と比較して210万円、4.9%の増となっております。これについては、平成16年度交付見込額、そして地方財政計画等をもとに算定を行い計上をいたしております。

次に、22ページでございます。第9款の地方特例交付金でございますが、1億1,380万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、780万円、6.4%の減となっております。これについては、恒久的な減税に伴う地方税減収見込額の一部を補てんするために交付されるものでございます。

第10款の地方交付税については、22億5,800万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1,900万円、0.8%の増となっております。その内訳でございますが、普通交付税で19億7,800万円、特別交付税で2億8,000万円を計上いたしております。地方交付税については、平成17年度および18年度は地域において必要な行政課題に対しては適切な財源措置を行うなど、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を遵守することとして、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保すると決定されたところでご

ございます。しかしながら、その先行きにつきましては不透明でございまして、今後におきましても注視していかなければならないと考えております。

なお、予算関係資料の11ページでございしますが、平成16年度交付決定額と比較した資料を添付しております。普通交付税については事業費補正分の減収により、平成16年度交付決定額と比較し7,100万6,000円、3.5%の減となっております。

次に、23ページに移ります。第11款の交通安全対策特別交付金でございまして。前年度の予算額とほぼ同額の420万円を計上させていただいております。

第12款の分担金及び負担金については、はじめに第1項の分担金につきましては、農林水産業費分担金として1,619万7,000円を計上しております。これにつきましては、農道整備等の土地改良事業に係ります分担金でございまして。

次に、24ページでございまして。第2項の負担金については、9,095万7,000円を計上いたしております。前年度と比較して582万4,000円、6.8%の増となっております。その主な内訳については民生費負担金で、保育園の保育料8,590万5,000円、老人福祉施設措置費負担金で442万円などとなっております。

次に、25ページに移ります。第13款の使用料及び手数料についてであります。それぞれの所要の件数等を見込ながら計上させていただいております。はじめに第1項の使用料については、各施設使用料、幼稚園保育料として1億5,498万1,000円を計上いたしております。前年度と比較して164万9,000円、1.1%の減となっております。次の第2項の手数料については、ごみ処理・し尿処理手数料、各種証明手数料を中心に7,818万9,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして134万1,000円、1.7%の減となっております。

次に、28ページに移ります。第14款の国庫支出金でございまして。国庫支出金全体といたしましては、5億5,781万2,000円を計上いたしております。前年度と比較して、1億9,842万2,000円、55.2%の大幅な増となっております。

その主な内訳についてでございしますが、第1項の国庫負担金で、三位一体の改革に伴い、老人福祉施設入所に係る老人施設措置費負担金が財源移譲による一般財源化、国民健康保険に係る保健基盤安定負担金が都道府県に財源移譲されたことにより減額となったことから、前年度と比較いたしまして6,115万2,000円、25.4%の減、第2項国庫補助金では、公営住宅家賃収入補助金および準要保護児童生徒援助費補助金が三位一体改革により減額となったものの、JR法隆寺駅周辺整備事業に活用いたしま

す交通安全施設等整備事業費補助金が増額となったことから、前年度と比較いたしまして2億5,970万5,000円と234.3%の大幅な増となっております。

次に、32ページに移ります。第15款の県支出金でございます。県支出金、全体といたしましては3億387万1,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、2,063万5,000円、6.4%の減となっております。

その主な内訳といたしましては、第1項の県負担金で、国庫負担金と同様に三位一体の改革により、老人福祉施設措置費負担金は減額となったものの、国民健康保険に係る保健基盤安定負担金が県より交付されることから、前年度と比較して4,594万3,000円、35.6%増、第2項県補助金は、緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金が事業完了より減額となったことから、前年度と比較いたしまして6,211万円、35.1%の減となっております。

第3項の県委託金では、国勢調査事務市町村交付金が増額となったものの、選挙委託金の減額により、前年度と比較いたしまして、446万9,000円、24.1%の減となっております。

次に、36ページに移ります。第16款の財産収入でございます。第1項の財産運用収入といたしまして、普通財産の貸付に伴う使用料と、各基金に係る運用利子で80万6,000円を計上いたしております。

次に、37ページに移ります。第17款の寄附金については名目予算のみ計上させていただいております。

次に、第18款の繰入金であります。3億6,410万6,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、2,376万7,000円の減となっております。第1項基金繰入金で、本町の課題であります都市基盤整備の着実な推進を図るため、やむを得ず公共施設整備基金から1億8,000万円、都市計画事業整備基金から1億7,900万円の基金繰入金を計上しております。

次に、38ページの第19款繰越金でございます。平成16年度予算の決算見込みを見る中で、2億円を計上させていただいております。

次に、第20款の諸収入についてであります。諸収入全体といたしましては4,718万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして102万9,000円、2.2%の増となっております。これについては、広域保育受託料、自治総合センターコミュニティ助成金などが増額となったためでございます。

43ページ、第21款町債については、先ほど説明させていただきましたので、省略とさせていただきます。

以上、一般会計予算の総括説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森河委員長 一般会計についての総括説明と歳入全般についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。木澤委員。

○木澤委員 全般について、27ページの衛生手数料のところ、指定ゴミ袋販売のこの金額が、前年と比べて600万円程度減っているんですけども、これはどうふうになっているのかということが1点と。あと42ページなんですけれども、ここでちょっと職員駐車場の使用料の項目が出ていますので、町が今後行おうとしている職員の駐車場使用料を取ろうということですね、総括質疑や一般質問等でも触れられていたんですけども、その出先機関の現状の把握ですね、というのがどういうふうにされているのかということお聞きしたいと思います。

○森河委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 まず1点目の27ページのごみ処理手数料のうちの指定ゴミ袋販売の手数料が減額になっている理由でございますけれども、ご存じのように、年々家庭ごみにつきましては、減量に努めて、住民の方々の協力の賜物でだんだん減ってきております。それに応じまして、ゴミ袋販売の実績を若干落ちておりますので、その実績に基づきまして、来年度の予算は比較して減少となっているところでございます。

○森河委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 駐車場の関係につきましては、使用料につきましては、初日の総括または一般質問でお答えさせていただいておりますように、職員につきましては駐車場を使用するものについては、一律3,000円を取ることを原則として進めておるところでございます。本庁につきましては、平成16年度からそういったことに対応しておりますが、出先機関につきましては、平成17年度から、そういった使用に対する徴収をしてまいりたいということで、ご説明を申し上げたところでございます。それぞれ現場に、出先機関につきましては、その状況が異なりますことから、その状況に応じて、その施設管理者の指示にしたがって、やはり取って駐車していただくということになるということでございますので、そういったことの中で、いろいろこの4月からということでございますので、十分に職員に理解を求めながら、進めていくということが肝要であろうと考えておりますので、そういった方向で進めてまいりたいということでございますので、

よろしくご理解のほどお願いしておきます。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 ゴミ袋の方ですね、一昨年から去年にかけては、こんな金額は出てなかったんですけども、今年に600万円出ていましたので、なんでかなということで、実績に応じてということですので、そういうふうに理解させてもらいます。

あと駐車場の件なんですけれども、町の考え方を示していただいている中では、出先機関も一律に3,000円というふうに今、おっしゃっているわけですね、ただその出先機関の現状として、停めるスペースをちゃんと確保されるのか、そういった問題がありまして、その出先機関とその各課での話し合いですね、今、部長の方から職員に対しては理解を求めるといっておっしゃったんですけども、3,000円というのが、現状に応じたものに必ずしもなっていない場合があるんじゃないかということが感じられます。そのスペースが確保されないのに、同じように3,000円取られるということについては、そのしっかり職員さんと話をした上で行っていただきたいということが1点と、あと、地方自治法の第238条の公有財産の関係ですね、この問題をどういうふうにクリアされるのかと思うんですけども。その点についてはいかがですか。

○森河委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 1点目のスペースの確保でございますが、これいずれにいたしましても、現在、そういった車で乗ってくるという中で、使用されておるところでございますので、その使用されている状況の延長としてやはり使っていただくという中で、使用料をいただくということを考えておるわけでございます。それと地方自治法の関係でございますが、いずれにいたしましても本来はそういう施設については、本来は職員の駐車場として設けてあるものでございませぬけれども、そうした中でやはり現状の中で、それこそ職員が車に乗って来ることが、やはり公務執行上必要ということもあろうということもありますので、そうした中でやはり、そういった関係で使用させているという状況でございまして、そういった関係の中で、やはり必要な負担については、職員の方からも応分の負担をしていただくということで徴収させていただくと考えております。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 今の答弁聞かせていただく中でも、ちょっとやはり考え方としては強引じゃないかなというところもあるんです。本庁舎に通われている職員さんというのは、きちんと駐車場が整備されて、その場所が確保されるという中で、駐車料金を取ることに対

しても、一律納得をされると思うんですけれども、出先機関の中で、公共の場所ですね、公有財産になっているにも関わらず、そのスペースがそれを利用して、またスペースが確保されない状態がある中でも、一律3,000円を取ろうというところに関しては、その住民さんから見た中では、確かに役場の職員にも駐車料をしっかりと取って欲しいという、その住民感情というのは、よくわかるんですけれども、そのやはり料金を取ってする以上は、町の方としても、そういうところの管理はきちりしてほしいし、あとそういった出先の現状ですね、をよく鑑みて、担当課の中で話し合っ、例えば、3,000円ではなく2,000円という話も出てくるかも知れませんが、そこはよく話し合っしてほしいと、あと職員組合からの話も、来てると思うんです。そういった中でも組合の方でしっかり話をさせていただいて、執り行っていただきますように要望しておきます。

○森河委員長 小城市長。

○小城市長 今、木澤委員おっしゃるように、この問題は、出先機関等の関係についても、私もやはりこれからの問題はやはり管理の問題になろうと、やはり車社会ですから、やはり出先の関係等について、何か出入りの中で、やはりそういう問題が起こった場合、やはりこの管理を問われますから、私はそういう形で今、庁舎内の関係等については、駐車場を整備させていただいた。その関係については職員について3,000円ということでは話されたわけですが、そういう中で、出先の関係についてはお金がどうかというよりも、私、やはり管理をまず考えていくべきだと、やはりそういうこととしていかなかったら、何でもかんでも置いたらええということにはならない、職員の方々はこの周辺の駐車場をお借りしておる現状でございますから、やはりそういうこと踏まえながら、やはりいろいろなことを考えて、やはりこの16年度、17年度中にそういうことはやはり検討すべきだと、当然学校の関係等についても、あいう寝屋川中央小学校で起こった問題についても、給食のときの施設が開いておったと、そこから入ってこられたということもございませうように、やはり車等の関係でも管理を十分にしていこうということで、一辺見直していくという、そういう危機意識に立って、そういうことも踏まえて、やはりそういうことも十分整理をせえということをお願いしておるわけです。

3,000円取るとか2,000円取るというよりも、やはりその関係等については、当然、話をしながら、1,000円なのか2,000円なのか、これは別として、やはり管理の関係等については、やはり十分しておかなかったら、よく言われるの

は、校医の方が、先生方が来られたときに、車に乗ってきたらここに置いたら、結局、傷ついたと。傷ついた関係等については、どうしてくれるという話も多々あるわけですが、やはりそういうことの関係もございますから、必ずしも、そういう私がこれ学校管理については、警備員の関係等についても、大阪市が来年度以降ぐらいは、やはり当然、警備の関係等についてなってくるんじゃないかなと、そういうことも踏まえますと、やはりそういうことを網羅して十二分に17年度中に精査をして、考えていこうと考えています。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、町長の方から管理をきっちりしていくというふうにおっしゃっていただきまして、17年度中で精査をしていくということでは、4月からスタートするわけですが、現状に応じてまた柔軟に対応していただきたいというのと、あと先ほどの部長の答弁の中で、その公有財産のことに关しまして、必要だからそういうところに停めていくというふうになって、答弁いただいたと思うんですけれども、その目的、公共の目的以外の使用はできないというふうになっているんですけれども、この点について、もうちょっと。

○森河委員長 芳村助役。

○芳村助役 良くご存知だと思っておりますけれども、公共施設を職員の駐車場専用に着地を専用に着すということについては、これはさっき言われたように、目的外使用なんです。今、木澤委員がおっしゃったように、238条の4号ですか、この中では、目的を妨げない限りにおいては、駐車を認めることができるという、地方自治法に定められていると思います。そうすれば、あくまでもやはり公共施設は住民のためのものですから、住民の皆さんがいわゆる公共施設を利用される状況、来庁者の状況、またその公共施設等、敷地等の規模、形態、これを見てですね、これが238条の4号です、これに支障なければ、これ貸していけると思っておりますよね。これに支障があれば、貸せないわけですから、はっきり言って。やはり職員は今、町長、言われたように、やはりいろいろな面に対するその施設施設の管理が考えていかなければならないということになると思っております。そういうことからすると職員自らが、その場所に駐車場がなければね、単に駐車場借りていただくというような方式でやっていかんことには、あんまりもう住民から見ればですね、わがままのような形で職員の駐車場に公共施設を利用しているじゃないかということに見られてもですね、これはもう、そういうことから考えたら町職員としての規律

がなっていない、立っていないというふうに思います。そういうことから考えてやっぱり町長おっしゃったように、平成17年度の中です、十分そのいわゆる来庁者、また規模の状況から見て、敷地のスペースがあるかどうか、これはよく検討しなければならないと思います。

ただ、それは駐車料金をこれは取ることはですね、これは225条の規定によってこれ取れますからね、これは今町長おっしゃったように、2,000円である1,000円であると3,000円である、その料金を見て取れることは間違いありませんから、そこらを十分に考えながら、やはりこういう危機管理というのは常に公共施設などを置いていかなければならない状況でございますから、十分に考えてその対応してまいりたいと、このように考えます。

○森河委員長 ・川委員。

○・川委員 今ちょっと関連してなんですけれども、現場の方で毎日行ってる人は今おっしゃったとおりでと思うんですけどね、1週間に2日しか行かないとかという方もありますね。そういう方に対しての配慮というか、考え方はどう考えておられるのか。

○森河委員長 芳村助役。

○芳村助役 そんな方々についても先ほど申しましたようにですね、どうしていくかということは、考えいかなくはないんだと思うんです、毎日行く職員から比べれば、非常に車でその施設に通勤するというのは少ないですから、そういうことから考えていかなければならない。ただそれを取るといのはやっぱりその方に対して非常にこう負担をかけるということございますからね、そういうことを十分検討しながら考えてみたいと、このように思っています。

ただ町民の皆さんが、町民の皆さんがそれぞれの施設に来られてですね、一時的に駐車される、これはもう問題はございませんからね、それはもう別に問題ないわけであって、やはり専用されるということについてのやはり考え方を町としては明確に考えていかなければならないとこういうことでございますからね、今、ご質問のようなものについては、やっぱり十分に考える中で対応してまいりたいと、このように思います。

○森河委員長 ・川委員。

○・川委員 よく検討していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、一つほかにすみません。

一応、私、文書で、前もって出させていただいております中で、まず5点ほど聞かせて

いただきたい。

まず施政方針でですね「住んでよい町、訪れてよい町、働いてよい町」これが自治体が果たすべき最大の使命であるということをおうたっておられます。

それから、人に優しい町づくりについてですね、これも施政方針で町長の方から説明をいただきました。もう一度ですね、すみませんけれども、内容と平成17年度予算にどのように生かされているのか、反映されているのか、お聞かせ願います。それが2点目です。

それから、3点目の、職員ですね、より一層の資質向上を図り、高度化・多様化に住民ニーズにこたえていきたいと考えておりますということなんですけれども、その所要額を計上しております。

資料で研修等のあれについてはいただきました。職員研修関係予算一覧表、平成17年度ということで、たくさんの講習会とか、研修会、もうこれいただいております。

ただ、第3次斑鳩町行政改革実施計画、計画の中でですね、14ページに新時代に対応した組織機構を支える人材の育成ということをおうたっておられるわけです。その関係については、このうちどれに当たるんですかね、前の部分と符合してないんで、どれということは申されませんが、どうも前とえろ変わらん研修内容じゃないかというように感じられますので、一つお答えを願いたいと思います。

それからですね、これは一般質問でも取り上げられておりますんで、再度ということになるんでございますけれども、定期監査結果報告書にあるですね、町内産業の支援、それから幼稚園費に係る若干の方策、未納税金の徴収、4番目に、観光会館の今後の運営について、この4点についてですね、町として17年度の予算にどう生かされたのかですね、またどうお考えになっておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、最後にですね、第3次斑鳩町行政改革大綱についてでございますけれども、計画どおりに進んでいるんですかね、14年12月につくられましてですね、一応期間を前期・後期に分けて進めようということで、前期計画をしていただいておりますが、ちょうど15年からですのでもう2年経過しました。だから全体からいうと4分の1経過しておるわけですか、もう17年度の今予算の審議をきょうからやるわけなんですけれども、その17年度の中にどう生かしておられるのか、計画どおりに進んでいるのかお聞かせ願います。

特にですね、この大綱の中の12ページ、4番目に書いておるんですけれども、広域

行政の推進ということであっております。これは私も賛成して住民の意思を問うておじゃんにはなりましたが、今後このことについてどう生かされて、またどういう考え方で町はやっていこうとされるのかですね、この5点についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 あのね、進め方で委員長にお願いしたいのですが、今もう歳入やってるでしょう、今言われてること、この款の中で言わんと今一斉にボーンとやられたら、順序どおりに、順序どおりに進まへんのじゃないか、款項ごとに審査していくんじゃないですかね。ちょっとそういうふうに思ったもので。

(発言重複のため聴取不能)

○森河委員長 暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時18分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

芳村助役。

○芳村助役 私の方から・川委員の今質問に対してお答えさせていただきます。

まず、・川委員は、「住んでよい町、訪れてよい町、働いてよい町」この町に対しての17年度予算に対してどういう形で反映しているかということでございます。

町長の提案説明の中にも申し述べておられるように、やはり平成17年度予算の施策につきましては、総合計画の基本施策の柱に沿って予算を計上しております。これは6つの柱がございまして、その柱に沿った予算を計上をさせていただきます。ただすべてがすべてその今のおっしゃるような形に我々としては努力する、予算上努力していくべきものでございます。やはりこの三つに対する中で不足する分も多々あると思います。ただ不足する分につきましては、委員の皆さんのご指摘をいただきたいと思うわけでございますので、この本年度予算についての執行は、その今申し上げましたような形で慎重に最少の費用で最大の成果をあげるように頑張ってお金を執行を行ってまいりたいと、このように思っています。ただ、一つ一つは6つの柱について説明すべきところでございますけれども、時間が長くなると思いますので、その点ご理解願いたいと思います。

次に、2点目の職員のより一層の資質向上を図ると、人材育成でございますけれども、やはり私たちはこれからの社会における住民ニーズは非常に高度化・多様化してまいり

ます。その高度化・多様化する時代に的確にこたえていける職員の能力が必要であると、このように思っています。それにはやはり専門的な分野に対する知識・提言、これが必要であろうと思います。そういう中でやはり与えられた業務を適切に遂行するための能力、この人材育成を図ってまいりたいと、こういうことを考えておりました、そういう中での一応研修案を提示をさせていただいたということでございます。

いずれにいたしましても、やはりこれからの財政は非常に厳しいわけでございますので、そういうことを常に職員が意識改革しながら適切に執行すると、町長がいつも言われてますように、入りがあって出です。それをやっぱりバランスを適切に執行できるように頑張ってもらいたいと、このよう考えております。

次に、監査委員の指摘でございますけれども、これにつきましては、一般質問にもこう出ておりました。まず町内産業の支援についての関する意見、また幼稚園にかかわる若干の考え方についての意見、またその他の事項として国民健康保険事業特別会計による指摘、また税金の未納金の徴収の問題、これも指摘されておるわけでございます。その他、講評におきましてもいろいろと監査委員から指摘をいただきました。

我々といたしましては、やはり改善できるものはすぐに改善やっていくということが必要であろうと思いますし、また監査委員の意見の中で監査委員が監査されてる中でも監査委員に対する考え方に対して反発する意見も私も述べたところでございます。やはり行政の中でやっていく中では、やはり一般的な形と別な方法もございます。また行政における専門的な分野でやっていかなければならない点もございますので、そういうことを含めての監査委員に対して申し述べたいということでございます。

いずれにいたしましても、やはり監査委員が指摘されていることは真摯に受けとめまして、その日から私も健康推進課のものについては相当滞納されてる税についてチームを組んでやれということを行うわけでございます。そういうことでやはり頑張って徴収に努めたいとこのように思っていますし、特別徴収班という本部を持っております。そういうことについてもあらゆる法律を駆使いたしまして、税の徴収に努力してまいりたいと、このように考えております。

次に、第3次斑鳩町の行政改革、まあ実施計画でございますけれども、これはローリングをかけながら行政改革に基づいて実施していくことになっております。これができたのかどうかということのご指摘でございます。この行政改革というのはやっぱり随時進めていかなければならない対策、大きな改革でございますから、我々としては幅広い

面からの対応をしてまいりたい、けども直接それについて本部でもいろいろ協議をしているわけでございますけれども、なかなかできないものもございます。ご指摘のことも達成できてないものもあるわけございまして、やはり我々としたしましては、先に申し上げました人材育成についての問題もやっぱり職員の意識の改革を常にやっぱり求めていきたい、これも随時やっております。

また、それぞれのセクションにおける改革の問題、例えば民営化していくものは民営化していく、委託していくものは委託していくというようなこともございます。そういうことを含めて一つ一つの課題をあげながら、緊急度を持ちながら対応していくと、そういうことでございます。

ただ、すべてができたのかと言われれば、できてますということは非常に言いにくいわけでございますけども、一つ一つ前進できるものはやってきているということでございます。

次に、広域行政の推進ということのご指摘でございます。やはり斑鳩町による一部事務組合で幅広いそれぞれ事務を実施をしておるわけでございますけど、やはりこれからも・川委員の指摘されてるご議論、これからの問題も含めて、やはりやっていかなければならない問題も多々あるわけでございます。今、単独で町がやっていくという中にもですね、広域行政の中でやっていける問題も多々あろうと思います。それにつきましては、首長サイドにおいていろいろ協議中で適切にするという適切なものがあれば、その一つ一つの計画を含めると、このように考えておりますので、それに従って我々は努力してまいりたいというふうに思っております。

以上、簡単な説明でございましたけれども、ご理解願いまして、ご協力をお願いしたいと思っております。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 ・川委員から町内の産業の活性化ということで、この7日のときにも小野議員から一般質問にもありましたように、この関係については、私は昨年に生駒郡の広域の商工会というのが立ち上がっていただきましたし、私も青年部による会うわけですけども、やっぱりこれからの活性化というのはやっぱりみんなが努力をしていくことが大事であろうという中で、当町としてもできるだけそういうフリーマーケットとか、あるいはそういう場所の閑散期の時の、そういう活用方法を考えながらやっぱりやっていく、あるいはホールの中でも、せんだってもし一つの大会のところで販売をしていただく、特に

あられとか、あるいはまたそういうしょう油とか、麩とか、そういう虹の家とか、そういうものが展示されてますけど、かなり売れておるという感じもございます。

そういういろんなことを考えていく中で、私はやっぱり商工会としてのやっぱりこれからの活性化というのは、私はこの町独自の、やっぱり聖徳太子の町ですから、できるだけそういう催し等についてはそういう共通商品券というのか、そういう通過点とか、要はいろいろとされてますように、まあできれば生駒郡共通とか、そういうものもやっぱりこれから考えていくべきではないかと、そういうことによってやっぱり活性化が進んでいくんじゃないかなと考えております。そういうことを踏まえてこれからやっぱり商工業あるいは観光行政というのは非常に大事でありますし、それをみんながサポートしていくことが一番大事ではないかと思っております。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 監査委員の中の幼稚園の見直しというようなご意見もいただいております。ただ昨日の一般質問でもお答えいたしておりますように、やはり公共としての幼稚園の運営、あるいは私学としての幼稚園の運営それぞれあるわけでございます。そうしたこと、公立の幼稚園としての使命を果たしていくと、こういうことで昨日もご説明をさせていただいておりますし、また予算の中でもやはり、そうした障害といいますか、やっぱり指導困難な子どもも希望を取り入れているわけでございます。そうした子どもたちの十分な保育ができるように人員配置をしながら、充実した幼稚園教育を進めていきたいということで、今年度の予算計上をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 歳入の中で16ページのそのたばこ税のことなんですが、今年度、前年度に比べ900万の増ということになってるんですが、実際にこれだけたばこは非常にいろいろ制約される中で、これぐらいの伸びがあるのかというのを素朴に疑問に思うわけです。

僕は聞いた話なんですが、斑鳩町でかなり大口の事業主の所在地を斑鳩町からほかへかえられて、タバコ税が減収になったという話を聞いてるんですが、そういう事情を聞く中で、来年度本当に900万もそういう増えるのかというのが非常に私は疑問なんですが、今年度のその決算見込みですか、その数字を教えてもらって本当にこう900万も増える根拠があるのかというのをちょっと示していただきたいと思っております。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 今、質問者がおっしゃいますように、たばこ消費税そのものについては今おっしゃったように、この斑鳩町で購入し、そして斑鳩町で購入した場合は斑鳩町の税金になる。ただまあ安堵町で購入されるか、郡山で購入されたらというのがあるわけですが、そういう形が現実にございます。そういうことでできるだけ町内の業者の方ですから町内でいつも購入をしてほしいというご要望をしておりますけど、ちょっとした関係等の問題もございましてね、昨年の11月ぐらいがちょっと400万ぐらい減収になってきたこともございますから、まあそういう中でことしもこうしてアップしたのが大丈夫かということでございまして、まあ通常の伸びを考えますと、まあ大変難しい問題があります。その方にできるだけ町内で買っていただくような我々としても努力をして担当課長も何回か訪問しながらですね、できるだけうまく円満にいくような方法を考えていこうと思っております。何を言いましてもやっぱりその方がやっぱり安堵あるいは郡山で購入してる分やっぱり斑鳩で購入していただくという形をとっていただかなくちゃいかんわけですから、そういう努力を今現在我々としてもできるだけ考えてやっているというのが現状です。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 いや町長。町長の気持ちとしてはわかりましたけども、現実的に今年度の見込みというのは実際どれぐらいの数字なんです、決算見込みで。

○森河委員長 植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 たばこ税に関しましては、今回12月議会におきまして1,000万円の増額の補正をさせていただいております。その後ですけども、今、先ほど町長からもお話がありましたように、購入場所ですね、これの移転に伴いまして、若干減ってきております。町長さっきおっしゃいましたように月400万程度、11月から下がってきてるという状況でございます。2,500万ですので約1,700万から800万程度になるかなというふうに考えております。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 だから、総額、結局、前年度予算に比べて実際、決算としてどれぐらい、総額でいくら決算見込みになるんですかということをお尋ねしております。

○森河委員長 植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 当初決算見込額は1億9,500万というふうに申し上げておりました

が、この件に関して1億8,000万ぐらいになるというふうに考えております。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、僕もそういう話聞いてる中では、相当下がるんだろうなという話を聞いてて、実際にはこの予算書を見たら、去年度の予算に比べて900万の増で、実質の決算見込みからしたら、こんなん逆に言うたら相当な数字で、この見込みというのは逆に無理な予算の組み方ではないのかなとこう素朴に思いますねんけどね、その辺はどうなんですかね。

○森河委員長 植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 これについては先ほど町長からも話がありましたように、斑鳩町の場合他町と若干異なることがありまして、現在たばこについては喫煙、禁煙ですね、禁煙の関係で若干減っているというふうな状況があるんですけども、先ほどの大口の業者の方以外についても若干増えてきているというような現状がございます。

それと、先ほどありましたように、17年度から斑鳩町の方に何とかこう来ていただけるような方向に向いておりますので、これについては確保できるというふうに考えております。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 そういうことなら、そういうことで聞いておくということにしておきます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 今の西谷委員のちょっと関連です。私もまあこれを見させてもらって質問しようかなと思ってたんですがね、もう一度ちょっと課長言うてください。あのね、12月にいやまず、ここに前年度1億8,500万ということで前年度の金額、これは補正された金額だと思うんですが、その当初予算ということ、そしたら1,000万だから、先ほど1億9,500万になったとね、そしたらそれが今いろいろな話の中で減ってきてるいろいろな要素があると。減ってきてるということだから、決算はこれぐらいにおさまる、これ以下になるかわからんと、その見込みの上でまだなおさら1億9,400万、このような予算を組むということは、もう全然解せないですね。だからよっぽどしっかりしたその補正予算を出したときには多分これぐらいいけるんだろうということで出されて、議会も、ああそしたらね、入の方だから頑張っていけるんだなということで議決したわけなんですけどね。だけど、それから急激にその方が斑鳩町へ入らないようにしてきてると、入らないようにというか、私は町長先ほど説明されたことで、私が聞いて

とる範囲ではね、ちょっと違うと思うんですね。J Tから購買者が斑鳩の業者であって、それを各個人に販売してる場所は斑鳩外であっても斑鳩へ納めていただいていると、その購買者というのはその販売店、販売店の自由だということを聞いております。今まで近隣に比べて斑鳩町はいつもタバコ税が多いということでいろいろ他町の議員さんとか、町長さんなんかうらやましがられたんですが、その方の斑鳩町への思いで入れていただいていた、そのように私は理解しております。それが補正予算を出して議会も認めてからその人もちょっと横向かかった、それはまさしくね、私の聞いとる範囲ではね、先ほど商工業者にとということでもいろいろ販売とかに協力してるということもあるんですがね、そうじゃなくて偏ったね、商売の仕方、というのは、脱サラしてね、商売していこうという気が起こらないです斑鳩町では。そこがポイントだと思うんです。私は監査委員さんがおっしゃってるように瀕死の状態やということをおられるのは、その今脱サラして商売をして、ここで斑鳩町で税金を納めようとそれだけの魅力がないんです、はっきり言うて。だから、そのたばこの販売者の方もそういうまあ言うたら、言葉はちょっと適切ではないかと、偏ったね、商売についての町からの姿勢があったと、だからそれに対してその方が、いやそれやったら、まあ例えば安堵で自分とこ販売して、安堵の住民が消費してくれてる分は安堵へ納めましょうね、平群で消費してもうてる人には平群で、私とこは斑鳩の業者でこっだけは買ってきてる、こっだけの税金を納める必要があるんやけど、それは何も斑鳩町がもう少し斑鳩町全体の商売人さんらにも公平な扱いをしてもらえたらと、そういうことを聞いております。

だから、あくまでも1億9,400万というのね、これは予算ですから見込みですので、その根本的に理解できてない金額だと私も指摘はしときます。今さらどうもできないけど、西谷委員と全く一緒です。ほな全部解せないんです。予算の組み方として、そういうことだけ申し上げておきます。

○森河委員長 ・川委員。

○・川委員 参考資料の5ページにね、私もこれ先ほどおっしゃってるとおりだと初めは思ってたんです。しかし、それは資料を見ますとね、平成16年度の収入見込額が1億9,500万あります。それは間違いはないんですな。今出したやつやから。1億9,500万あるわけです。ほんで私も1億9,400万やったらまあ妥当やと、甘い考え方もわからんけどそう思ったんですわ。

私も今、資料こんなんたばこ吸いな吸いな言いながら、何でこんなえらい上がんねや

ろなって誰でも思うと思うんですよ。見たらこの16年度の収入見込額見たら1億9,500万になってあるわけ、それが仮に今10月とかね、やったら別やねんけど、もう3月やのにでんな、2月までの分は入ってると思う、もう1月ぐらいやからまあ間違いなくこれは入るなど、たばこはほかの税金と違って100%必ず入んねから、それでまあ安心というか、これでいいねんなどという考え方を持ってましてんや。それはこれは最後に聞きたいのは、えらい前置き長くていかんねんけど、5ページにある平成16年度の収入見込額1億9,500万というのは間違いありませんな。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 今の・川委員あるいはまた小野委員、西谷委員も申されている。実際、まあ言うたら12月で1,000万の補正して1億9,500万という形ですけど、ただまあ先ほどの議論の中で商工業者の関係等もごさいますけれども、まあ11月ぐらいやから400万ぐらいは減ってきたと、これはもう見込んで12月には1,000万を順調にいけば1億9,500万、しかし現状は減ってきたから、今決算の大体植嶋課長が申し上げた1億8,000万、1億8,000万ぐらいに、この16年度はそういう形になっていくだろうということをごさいますので、そういう現状を考えますと、我々としては一応予算的に1億9千なんぼですか、1億9,500万を組ませていただいたところで、皆さん方にとっては予算の関係で甘かったんじゃないかということをおっしゃるかもしれませんが、経過からいってそういうことで我々としてはできるだけその方にいろいろ努力しながらですね、そういう形でまた斑鳩の形にですね、もとの形に戻してほしいということもお願いをしておるわけをごさいますので、できるだけの努力をしてみたいということ、今現実に指摘をされていることはそれは現実に来年17年度がどうなっていくか、これはまあたばこを吸う人が減ってくるという、購入者が増えるのかどうか分かりませんが、最善の努力をしていきたいと思っております。

○森河委員長 ・川委員。

○・川委員 私も先ほどの1億8,000万は聞いたんやけれども、そやから念を押してまんねや、この1億9,500万入んのかね。現実に12月に補正しといてね、今の時期でまた減額ね、考えていかんなんというのはね、こんなん本当に甘い考え方やと思う、見通しというのか、そやから皆心配しはるように、私も今聞いとるとやっぱりこの1億9,400万というのはちょっと多過ぎるんじゃないかと、特に今の時世というのか、全体のあれ見てですね、まあたばこを吸うてもうてはる人、税金あんだけ納めてもうて

んのに遠慮して吸うてもうてるわけや、はっきり言うて。町もほんなったら吸え吸えとも言わはらへん、吸わんとけや、その中でこれだけ増えるというのはね、よっぽど努力するとということです、ある程度先ほどからの話のことがあるんだと思うんですけども、できるだけ努力していただきたいと思います。

○森河委員長 ほかにまだ2、3名ございますので、ここで午前11時まで暫時休憩いたします。

(午前10時45分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○森河委員長 それでは、再開いたします。

先ほどに続いて、浦野委員。

○浦野委員 14ページの町民税の個人の前年度との比較の中で3,710万という増を見込まれているんですけど、先ほど来、西谷委員なり、小野委員なり、タバコ税の見通しを聞きますとだんだん不安になってきまして、この辺の見通しが甘くないのかどうか、増えてる要素はわかっておりますけども、それと滞納の今後の処理の見通し並びに15ページの固定資産税の2,670万の減ですね、前年度と比較して、これまあ土地の評価減ということでの並行移動かなと思うんですけども、それに対する滞納の処理の動向、その2点について聞かせていただけますか。

○森河委員長 植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 個人・住民税の関係でございますが、これにつきましては、大企業、製造業を中心といたしました輸出主導の企業の回復は基調があるものの、中小企業やまた地方経済につきましては非常に厳しいものがあるということでございます。

このことから、総所得につきましては、平均総所得でございますが、これは3%減少するというふうに見込んでおります。ただ今回、平成16年度の税制改革によりまして、生計同一妻の均等割の非課税措置の廃止でございますが、均等割が3,000円でございますが、これを2年間に2年にわたって17年度は2分の1、18年度は3,000円として18年度に全廃するということで285万の増となります。

それから、配偶者特別控除上乘せの部分でございますが、これは33万の控除あるんですが、これにつきましては、廃止されましたことによりまして4,800万の増となります。このことから3,710万円の増というふうになっております。

それから、固定資産税の関係でございますが、これにつきましては、土地の価格でご

ございますが、都市部につきましては、下げ止まりの傾向にあるといわれておりますが、依然として当町斑鳩町でございますが下落が続いている状況にあります。その結果、従来固定資産税は固定資産税を算出の基礎となります課税標準額は評価価格よりも低かったため、負担調整率をもって評価額まで徐々に上げていくという仕組みになっておりました。最近土地の下落が大きいことから、この負担水準に到達しているものがあり、これによって土地の価格が下がることによって課税標準額にまで影響し、税額が下がるという現象になっております。このために、固定資産税につきましては、家屋の新築分の増はあるものの2,670万の減というふうになっております。

また、滞納の整理の方法ということなんでございますが、これにつきましては、従来町よりこの間に関しましては、催告書の送付、それから徴収特別班による徴収、それから徴収嘱託による徴収、また職員によります臨戸徴収、それと差し押さえ等をやってきたわけでございますが、昨年につきましては、県から職員の派遣をしていただきまして、この滞納整理に取り組んだところでございます。今後につきましては、これにつきましては、更に差し押さえ等の滞納処分を強化するとともに、このある程度の滞納を占めます一括で払えない方について分割で納付していただいておりますが、こういう方につきましても、この納付期間を最大短期に設定いたしまして、まず滞納額の圧縮を図るとともにこの方々につきましても十分納付管理をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 二つほどお尋ねいたします。

まず25ページですが、ここです、ふれあい交流センターいきいきの里の使用料、これふれあい交流センター使用料1,195万2,000円、これまあその入場料だと思っております。このもう一つは喫茶使用料、両方で1,270万8,000円これが収入になってるんですが、この運営というか、年間にかかる費用が3,000万かかっているわけですが、ここで1,730万という費用が町の方から持ち出しになってるわけですが、今度料金改定という形になるんですが、そこで改定することによってどれだけですね、これが埋められていけるものなのかどうか、その辺の今考えているところをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、42ページの雑収入の上から4番目、行旅死亡人取扱戻入金16万8,000円これのちょっと内容についてちょっとお聞かせいただけますか、2点ちょっとお聞

かせてください。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 まず、25ページのふれあい交流センターいきいきの里使用料の件についてご説明させていただきます。

ここで予算で見込ませていただきました1,195万2,000円、これはふれあい交流センターの使用料ですが、その積算の根拠といたしましては、今現在の入浴者数、平日で1日平均70人、土曜日で110人、日曜祝日で160人という数字がございます。これをもとにしまして、年間の入場者数を計算しております。ただ、今回入浴料につきまして、町内、町外と、また年齢別もありまして、かなりの金額の幅がございますので、その勘案をするために65歳以上の方は今現在としては37%の方が来られると思います。16歳から65歳までの方で44%、6歳以上から16歳で5%、6歳未満が11%という形、そういう入場者数のことも換算をしまして、また町内、町外も現在町外の方が6割、町内の方が4割ということで換算させていただきまして、今回の使用料を積算させていただきました。

去年の予算と比較しますと43万7,000円増えておるわけなんです、今年度の状況を見てみますと、16年度の2月末現在で昨年と同じ時期2月末現在と比較しますと入浴料で58万程度減額になっております。あとまた娯楽室の使用料ということで12万5,000円、計70万6,000円の現在で減額になっておりますので、その辺を考えますと、今年度の見込みとしましては、1,060万円程度の入浴料、また見込額というふうに考えております。ただいま入浴料だけで申しましたけど、入浴料と娯楽室の使用料が今現在予算書に含まれてありますふれあい交流センター使用料1,195万1,000円の中には入浴料と娯楽室の使用料が含まれているということでご理解いただきます。ちょっと説明の方が切れましたが、その辺よろしく願いいたします。です、見込みとしては本年度は1,056万3,000円、来年度としましては1,195万2,000円ということで若干増える予想はしております。

あと、全体の経費にその割合なんです、今見込みを出しましたが、入浴料の値上げをした関係で町内の方が今後多く来られることも予想できますが、また反面今回と同じように人数が押される場合もありますので、その辺若干今後4月以降の状況を見てまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○森河委員長 中井住民生活部長

○中井生活住民部長　これは斑鳩町内で身元不明者の死亡人が発見されたときに火葬等にかかります費用というのが、まず町の方で立てかえたり出してきますけれども、これにつきましても、県の方からそういう行旅死亡人の取扱いという形でこのかかった諸費用が入ってまいりますので、それを入れさせていただいているということで、これは町内で身元不明者の死亡に関しましての火葬等にかかります諸費用ということで県の方から入ってくるお金と、対象は1件分で一応カウントをさせていただきました。

○森河委員長　三木委員。

○三木委員　1点目のやつですね、今ちょっとご説明いただきましたけど、2月末現在で58万等のマイナス、当初予算よりマイナスになっているということと、それから今度のこの予算でですね、1,195万2,000円トータルでですけど見てるようでございますが、まあちょっと一つお願いとして4月以降ね、たとえ3か月ぐらいでですね、ちょっとデータとっていただいて、またその辺のところをまた委員会等でお聞きいたしますので、ちょっとそれを覚えておいていただくようお願いしておきます。

○森河委員長　ほかにございませんか。

西谷委員。

○西谷委員　25ページの法隆寺iセンターの使用料ということで書いてるんですが、ふれあい交流センターにも喫茶室はありますが、法隆寺iセンターにも、たしか喫茶があったと思うんですが、あっこの使用料というのはここに出てないんですが、この法隆寺iセンターの中で一本になってるんですか。

○森河委員長　田口観光産業課長。

○田口観光産業課長　おっしゃっていただいておりますように、法隆寺iセンター121万8,000円のうちに喫茶部分の使用料7万円の12か月、84万が入っております。以上です。

○森河委員長　ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長　ないようですので、これをもって総括質疑と歳入全般に対する質疑は終結いたします。

次に、一般会計予算の歳出について各款ごとに審査を進めてまいります。

第1款議会費についての審査に入ります。

説明を求めます。浦口議会事務局長。

○浦口議会事務局長 それでは、第1款の議会費の予算の状況についてご説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の44ページをお開きいただきたいと思います。

議会費については、44ページから45ページにかけてでございます。

本年度の予算額につきましては、町議会の運営等に要する所要の額として1億1,575万3,000円を計上させていただきました。前年度の予算額と比較しまして11万5,000円、0.1%の微増となっております。これは物件費におけます需用費、役務費等については前年度より18万円の減額となっておりますが、職員に係ります人件費につきまして給料・職員手当・共済費で29万5,000円、それぞれ増額となり、差し引きで11万5,000円の増となったところでございます。

また、例年各常任委員会等におきまして、行政視察研修を実施していただいているところでございますが、本年度も昨年と同様バス借り上げ等によりまして、視察研修を行っていただけるようその所要額を計上したところでございます。その他の費用につきましては、それぞれ若干の増減等はございますが、議会活動に係ります通年の所要額をもちまして平成17年度の議会費として予算計上をさせていただいたところでございますので、よろしく願いをいたします。

簡単ですが、議会費の説明とさせていただきます。よろしくご審査いただけますようお願いを申し上げます。

○森河委員長 第1款議会費についての説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の44ページから45ページまでです。

ございませんか。

小野委員。

○小野委員 議会費だけ質問しなかったらちょっと何かうまいこといきませんので。局長にお聞きしたいんですが、先ほどからいろいろこの議会では監査委員さんの講評についてね、いろいろどのように判断していったらいいんだということ各部にもこれからも聞かせていただく予定でありますので、前回ですか、前々回のときにその今の視察の件についてちょっと何か意見があったように伺っておりますが、今回どのようなのがあったのかちょっと聞かしてくれますか。

○森河委員長 浦口議会事務局長。

○浦口議会事務局長 まず今、小野委員の方からご指摘がございました。視察については、今回そこまでの詳しいところまではなかったわけですが、今、議会運営委員会等でご審議をしていただいております議員の定数関係について県下の状況、また全国の議会の状況等について質疑がございました。それにつきましては、議会運営委員会の方でも資料として提出させていただいておりますが、その資料でご報告をさせていただきました。その中で議員の定数とそれから予算書に載っております議会の議員の費用弁償等についてはすべて一括して予算の中に入っておりますので、例えば議員の期末手当等についてそういう分について比較できるようにしてほしい、それから予算の定数については法定の上限数がございますが、それとの比較についてもわかるようにしていただきたいというご指摘を受けておりますので、これにつきましては、30日に全員協議会を開いていただく予定も聞かせていただいておりますので、その中で改定をした分で出させていただきますという予定で現在作成中でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森河委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって、第1款議会費に対する質疑を終結いたします。

次に第2款総務費についての審査に入ります。

説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 座って、説明させていただきます。

それでは、第2款総務費についてご説明申し上げます。一般会計予算書の46ページをごらんいただきたいと思います。

第2款総務費といたしましては、総額8億7,820万9,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして5,185万円、5.6%の減となっております。

初めに、第1項の総務管理費、第1目一般管理費でございますが、本年度は3億6,997万7,000円を計上いたしております。これにつきましては前年と比較いたしまして4,095万2,000円、10.1%の減となっております。その減額となりました主な要因につきましては、一般管理費に計上いたしております人件費の減によるものであります。

それでは、一般管理費に計上いたしております主な事業を説明申し上げます。予算書の46ページから49ページにかけてでございます。

初めに職員研修でございます。地方自治の新時代に的確に対応していくためには、自らの責任において社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる体質を強化することが重要でございます。そのためには職員の資質のより一層の向上を図り、その有している可能性、能力を最大限引き出していくことが必要であります。新年度も昨年度に引き続きまして、各種研修機関等への派遣、自己研さんを高めるための通信教育や資格取得講座など自主研修の推進、また先進地のすぐれた技術を習得するための先進地視察など、研修の積極的な取り組みを推進してまいりたいと考えており、その必要経費として194万6,000円を計上いたしております。

なお、職員の国際感覚の醸成と視野の拡大を図るとともに、本町行政運営に役立てるために、海外派遣研修として2005年度市区町村職員国内外研修プログラムに職員1名を約6カ月間参加させることといたしております。

次に、情報公開制度でございますが、個人条例保護条例を含む情報公開制度を住民の皆様幅広く利用していただくように引き続き啓発の推進を図り、より一層地方行政の透明性と公平性の確保に努めてまいりたいと考えております。その必要経費として30万4,000円を計上いたしております。

次に、職員の健康管理についてであります。これにつきましては全職員を対象に健康管理のため定期健康診断を実施しておりますが、これらの職員の健康診断等に必要な経費として389万6,000円を計上いたしております。

次に、地域集会所等整備補助事業についてであります。本年度は4自治会にトイレ改修や外壁塗装など、集会所の修繕に要します費用を補助するために、その費用として230万円を計上いたしております。

次に、コミュニティバスの運行についてであります。本年も引き続きコミュニティバスを運行するために、その経費として224万円を計上いたしております。

次に、行政出前講座についてであります。本年度も引き続き地方行政に対するさまざまな行政課題についての理解と関心を深めていただくため、行政の情報提供等を行うことにより、住民の自主的な活動を支援したいと考えており、より一層住民参加のまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。その必要経費としての予算を計上させていただきます。

次に、無料法律相談の関係でございますが、これにつきましては同じく48ページに無料法律相談委託料とございますが、これにつきましては引き続き年24回開催いたし

まして、住民の方々が抱える諸問題についての対応をすることといたしております。その必要経費として先ほど申し上げました93万5,000円を計上させていただいております。

次、49ページでございます。第2目の文書広報費についてでございます。本年度は469万8,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして76万3,000円、14%の減となっております。本年度も住民の皆様の方からの声や意見を反映していくなど、より見やすく、わかりやすい広報紙となるように紙面の充実を図るとともに、引き続きお知らせ版広報を発行し、よりタイムリーな情報の提供を行ってまいりたいと考えております。また、インターネットを利用した行政施策や情報の提供について、町ホームページの活用、研究を行いながら内容の充実を図ってまいります。さらに公聴活動では町が行う行政サービスについての住民の満足度を把握するため、町政モニターを選任し、アンケート調査を実施しております。平成17年度は任期2年目となるため、引き続き随時自発的な意見を聞きながら、町政モニターのアンケートを行い、住民ニーズに即した行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、50ページでございます。第3目の財産管理費についてであります。本年度は295万9,000円計上いたしております。前年度と比較いたしまして46万4,000円、18.6%の増となっております。本町財政の健全化を図るため、今後の財政運営の方向性等、個別事業のあり方や改善方策、行政と住民の果たすべき役割のあり方等について検討を行っていただく財政健全化検討住民会議を設置してまいりますとともに、引き続き広報紙、ホームページ等を通しまして財政の情報の提供を行ってまいります。

次に、51ページの第4目の会計管理費でございます。会計事務に要します経費として、本年度は104万1,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして55万1,000円、112.4%の増となっております。

次に、51ページの財産管理費、同じくまたその下の財産管理費でございます。本年度は6,619万2,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして380万9,000円、6.1%の増となっております。財政調整基金等の積立基金にかかります運用益の積み立てと、庁舎並びに財産の適正な維持管理に要する経費を計上いたしております。また、土地開発公社の経営の健全化を促進するため、公社保有地での処分が困難な土地については、計画的に町で買上げしていくために初年度における経費として177万5,000円を計上いたしております。

次に、53ページでございます。企画費についてでございます。本年度は1億6,087万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1,657万9,000円、9.3%の減となっております。

初めに、男女共同参画社会の推進についてであります。新年度においては平成16年4月に施行いたしました斑鳩町男女共同参画推進条例を基本理念とし、新行動計画を策定するとともに、女性総合相談、男女共同参画社会づくりセミナー、女性のエンパワーメント活動の支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。それと地域文化の振興といたしまして、引き続き斑鳩ホールへの管理経費といたしまして、委託料として掲げておりますが9,866万9,000円、文化振興財団の活動補助金として636万6,000円をそれぞれ計上いたしております。それと、庶民文化の代表である上方演芸に身近に触れる機会を提供し、笑いを通しての人や町を元気にし、地域活力の活性化を図るため、新たに宝くじ文化公演開催経費43万9,000円を計上いたしております。これも委託料の中で計上させていただいております。

また、住民と行政の協働によるまちづくりを実現させるため、まちづくり太子塾としてのイベント等も企画している住民グループの活動も引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、行財政改革の取り組みでございますが、昨年、第3次斑鳩町行政改革大綱に基づく行政経営型システムへの転換を改革の視点とする実施計画を策定いたしております。その中で掲げております全152項目の取り組みを推進しているところであります。新年度におきましては過去2年間の進捗状況を取りまとめて、住民の皆さんに広報や町のホームページにより公表したいと考えております。

最後に、OA化の推進であります。本年度奈良県内の公共機関を高速で大容量の情報通信網で結ぶ大和路情報ハイウェイへの接続を予定しておりまして、その接続工事請負費を計上いたしております。工事請負費として57万1,000円でございますが計上いたしております。今後総合行政ネットワークはこの情報通信基盤を活用することになり、自治体同士の行政手続の高速化、情報交換の活発化が進み、また業務の広域連携、協力も進められるものと考えております。その取り組みの一つとして県及び県内市町村共同による汎用受付システムの開発、運営がございます。これにつきましては、これは住民の皆様が家からでもパソコン等によりインターネットを通して市町村への申請手続等、手続ができるようになるものであります。新年度途中から平成22年までの5カ年

の開発、運営計画でございまして、当町におきましてもその初年度の負担金を計上する
ところとございまして、それらを含めましてOA化推進経費として4,767万6,00
0円を計上させていただいております。

次に、56ページに移らせていただきます。第7目の公平委員会費についてでありま
すが、公平委員会を開催するための必要経費として6万7,000円を計上いたしてお
ります。

次に、第8目の交通安全対策費についてでございます。本年度は583万円を計上い
たしております。交通安全協会等の協力を得ながら、春、秋の交通安全週間を中心に広
報活動及び街頭指導を行ってまいりますとともに、園児及び小学生を対象に交通安全教
室を通じ、交通安全教育の普及を図ってまいりたいと考えております。また、迷惑駐車
の自粛啓発や、JR法隆寺駅周辺の放置自転車対策にも引き続き取り組んでまいりたい
と考えております。交通安全施設の整備につきましては、生活道路における安全確保を
図るため道路反射鏡、防護柵及び各種標識等の整備も取り組んでまいりたいと考えてお
ります。

次に、第9節の自転車等駐車場運営費についてであります。本年度は2,175万6,
000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして10万3,000円、0.
5%の減となっております。自転車駐輪場につきましては適正な維持管理に努めるとと
もに、利用者の利便を図りながらその運営を図ってまいりたいと考えております。

57ページに移ります。防犯対策費についてであります。本年度につきましては82
5万7,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして25万6,000
円、3.2%の増となっております。防犯対策については犯罪を未然に防ぐために、行
政、住民、関係機関が一体となった地域防犯意識の高揚を図るほか、地域における防犯
灯の設置や維持管理の支援を引き続き行っていくなど、より一層の自主防災体制の推進
に努めてまいります。また昨年と同様に、消防団員による年末警戒の経費及び生活安全
推進協議会の補助金を計上しております。

次に、58ページでございます。青少年対策費でございます。第11目青少年対策費
につきましては、本年度は233万8,000円を計上いたしております。前年度と比
較で8万4,000円、3.5%の減となっております。青少年の健全育成については青
少年問題協議会を中心に啓発活動、相談事業に取り組んでまいり、健全な社会環境づく
りの推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、第2項の徴税費でございます。

第1目の税務総務費についてであります。本費目につきましては職員の人件費等、各協議会等負担金、固定資産評価委員会等の運営に要します経費でありまして、7,850万円を計上いたしております。

第2目の賦課徴収費についてであります。61ページの第2目の賦課徴収費でございます。本年度は5,442万8,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして97万8,000円、1.8%の増となっております。町政を運営していく上でその基幹となる町税については、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止等、税制改正やたばこ税などの増によりまして、前年度と比較いたしまして1,070万円、0.4%の増収を見込んでおります。その状況は所得の低下による町民税への影響、地価の下落に伴う固定資産税の減収など、引き続き厳しい状況が続いております。こうしたことから予算に計上した町税の確保を図るための確な賦課徴収に努めることはもとより、滞納整理にあたっては滞納者の実情を把握し、町税等特別対策本部、徴収嘱託員による訪問徴収等を強化するとともに、滞納処分を初めとして、効果的な滞納整理を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、62ページでございます。第3項の戸籍住民基本台帳費でございます。第1目の戸籍住民基本台帳費につきましては、本年度は6,769万5,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして49万9,000円、0.7%の増となっております。個人情報取り扱いには細心の注意を払いながら、事務処理の正確、迅速化を進め、窓口サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、65ページに移らせていただきます。選挙費の関係であります。第4項選挙費でございます。

初めに、第1目の選挙管理委員会費についてであります。選挙管理委員会を開催するための経費163万3,000円を計上いたしております。前年度と比較し5万3,000円、3.4%の増となっております。

次に、第2目の常時啓発費でございます。本年度は8万8,000円を計上いたしております。斑鳩町明るい選挙推進協議会を中心として、すべての選挙が公明正大に行われ、1人でも多くの方々が投票に行ってもらえるようその啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、次のページの66ページでございます。第3目町長選挙費及び第4目の斑鳩町

農業委員会選挙費についてであります。

初めに、第3目の町長選挙費につきましては、本年10月ごろに予定されております町長選挙の執行経費として854万2,000円を計上させていただいております。

また、第4目の斑鳩町農業委員会選挙につきましても本年7月ごろに予定されております選挙の執行経費として215万7,000円を計上させていただいております。

次に、68ページで統計調査費でございます。第5項統計調査費、第1目統計調査総務費についてであります。6,000円を計上させていただいております。第2目の指定統計調査費についてであります。本年度は1,106万4,000円を計上いたしております。前年度と比較して832万9,000円、304.5%の大幅な増となっております。本年度に実施されます指定統計調査につきましては、国勢調査と工業統計調査の実施となっております。この国勢調査の実施が大幅な増の要因であります。調査の実施に当たりましては、引き続き個人情報等に細心の注意を払いながら実施してまいりたいと考えております。

次に、70ページの第6項の監査委員費でございます。第1目監査委員費についてであります。監査委員事務に要します経費として1,011万2,000円計上いたしております。前年度と比較して29万4,000円、2.8%の減となっております。

以上、第2款総務費についての説明とさせていただきます。わかりにくいところがあったことについてはおわび申し上げます。以上でございます。

○森河委員長 第2款の総務費についての説明が終わりました。これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の46ページから71ページまでです。質問のある方どうぞ。木澤委員。

○木澤委員 まず、46ページなんですけれども、一般職給与21人となっているんですけども、平成16年度は26人だったんですね。これ21人に減ってきてるんですけども、これはなぜこういうふうになっているのか1点聞きたいのと、人件費というか人事の採用に関してもちょっとあわせてお聞きしたいんですけれども、第3次行政改革計画の中で平成18年度までの5年間で5%、8人の削減というふうにされているんですけども、それとの関係ではどういうふうになっているのかなというのをお聞きしたいと思います。

それとあと2点、全部で3点まずお聞きしたいんですけども、次に51ページの源泉徴収システム変更業務委託料、これについても内容はどのようなものかというのをお聞き

します。

そして、次に53ページの男女共同参画推進委員会報酬、この委員会報酬につきまして、先日も一般質問で触れられておりましたけれども、すべてこのあの方を見ましても委員報酬というのは変わってきているんですけども、その考え方を示していただきたいという、基準ですね、どういう基準で変えられているのかということ、減らすということの考え方ですね、とあわせて、ちょっと後から言うて申しわけないんですけども、できたら委員報酬についても一覧表を出せるようやったら、あとで提出いただきたいなと思うんですけども、その3点についてまずよろしくお願いします。

○森河委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 まず46ページの一般管理費に係ります給料の職員が平成16年度は26人で、17年度は21人ということで、5人減った理由でございます。これにつきましては平成16年度、当初26人につきましてはその当時の県派遣の正規職員分1人と、それから正規職員1人、その2名の分と、この合併協議会の方に出向いたしております2名の職員の分と、それから今回一般事務職で退職者が4名ございますが、そちらの方の1名の減ということでその2名、それから合併協議会2名の減、それから退職者による1名の減、これを5名あわせてこの費目の中で減員いたしております。

それから採用につきましてですけども、平成15年度、16年度と2カ年採用はございません。これは定員適正化計画によりまして、先ほど申されておりました5年間で8人の減という中での計画でございまして、現在5年間で168人から一般行政職でございまして160名に減らすということの中で、その過程で採用を行っていない状況でございまして。今後につきましては事務事業とも勘案いたしまして若干採用していくのか、またもう少し採用を見合わせるのか検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○森河委員長 御宮知会計室長。

○御宮知会計室長 51ページの会計管理費の委託料の50万4,000円でございますが、これについては以前から源泉徴収表は単独でシステムが入っておりましたが、今財務会計のシステムのもとで、今整理の中で財務会計とは直結して運営していくという中で、システムの変更をして業務委託をやっているわけでございます。

○森河委員長 中野収入役。

○中野収入役 今回財務会計システムについて機械、パソコン等の入れかえによりまして、

新しい制度になります。新しい制度が導入されるわけです。そうした中で、賃金の支払いとあわせてそうした財務会計のシステムの中に源泉徴収表を発行するためのシステムを組み込むための費用として、そうした委託料が要するというご理解をいただきたいと思います。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 男女共同参画推進委員の委員報酬でございます。これにつきましては現在委員さん7名ございまして、会長9,900円、委員さんにつきましては8,100円の6人ということで、6回分で予算を計上しております。変わったかというのは報酬額が変わったのかということですね。報酬額につきましては変わってございません。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 まず1点目の定員適正化計画ですね、これにつきましてはその計画として行っているわけですがけれども、いきなり5人少なくなって職務に影響がないんかとか、あとやっぱり職員さんを減らしていくということは住民サービスにも影響が出てくるかと思しますので、そういったところしっかり配慮していただいて、やはり人件費の削減というのはどうしても図っていかねばならないと思いますので、そのことにつきまして注意をしながらやっていただきたいなというふうに思います。

それと3点目なんですけれども、私、男女共同参画社会の今、委員報酬についてという聞き方をしたので、変わってないというふうに答弁いただいたんですけども、その各種委員会、非常勤の委員会ですね、このほかにもたくさん出てくるんですけども、その全体的にその委員報酬を引き下げている傾向というのが予算書を見たらそれ思ったんですけども、それに対する町の考え方ですね、全体に対してどういう考え方でそういうふうに減らしていっておられるのか、またその基準はということで、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 報酬額を全体的に引き下げたとおっしゃっておられるんですけども、基本的に委員さんの単価等につきましては引き下げをしておりません。ただこの報酬等につきましてはその年度によりまして、例えば平成16年でございまして選挙の関係がございまして。選挙の関係につきましては立会人、管理者等の報酬がございまして。また、平成17年度につきましては選挙の関係が町長選挙、農業委員会選挙等ございまして。そういった関係の増減、あるいはまた平成17年におきましては国勢調査が実施されます。

そういったことで175名分の調査員の報酬を計上いたしております。そういったことで増減はいたしております。しかし単価につきましては変えておりません。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 済みません、ちょっと私の方が理解の仕方が間違っているのかなと思いますんですけども、見る限りであとの方で出てきますんで、またその都度質問させていただきたいと思います。

○森河委員長 ほかにございませんか。□川委員。

○□川委員 49ページの自治会の関係なんですけれども、今現在自治会加入者は何割ぐらいが加入しておられるのか、また未加入者に対する対応というのか、指導というのか、お願いを兼ねてどういう指導をされておられるのかお聞かせ願いたい。

それから、52ページの使用料及び賃借料ですけれども、土地借上料496万あるんですけど、その内訳を教えてください。

それから、56ページの交通安全対策費なんですけれども、450万、交通安全施設整備工事ということで上げておられますが、場所と工事のやり方がわかってやったらお聞かせ願いたい。特に放置自動車等の撤去等についても、あわせてどんなお考えかお聞かせ願いたい。予算で。

○森河委員長 □田総務課参事。

○□田総務課参事 自治会未加入の件でお尋ねだと思いますけれども、今現在自治会加入、このうちにつきましては連合会未加入も含みまして9,000ほどあります。1月末現在の世帯数につきましては1万350世帯ございます。自治会加入、この分につきましては未加入団体も含めまして8,976世帯がございます。ここで差し引きいたしますと1,374世帯になります。この関係で環境対策課の方でゴミ袋配布の関係で調査されました。それにつきましては自治会未加入ということで1,170世帯になっております。

未加入の方にどのように配布しているかということでございますが、各公共施設に広報とか備えつけの文書ファイル等備えつけまして、それに応じて対応しているというふうになっております。以上でございます。

未加入の指導につきましては、まず転入に来られたときに住民課の方で加入していただくようお願いはしておりますけれども、やはり一人住まいとかの関係で入られない方はございますけれども、転入されたときに自治会加入していただくように、その地区

の自治会長はだれかということでお伝えしております。以上でございます。

○森河委員長 堤建設課長。

○堤建設課長 申しわけございません。交通安全の450万の内訳の関係なんですが、これにつきましては交通安全施設という形で整備という形でしております。内容につきましては、特に交通安全施設ということで路面の関係の表示、また防護柵等でありまして、こういったことにつきましては毎年新設なり、また補修等がございます。例えば、白線の関係については帯の消えている部分の補修等を見込んでおります。反射鏡につきましても、これにつきましても新設で地域からの要望等があった場合の関係についての予算を計上しております。防護柵についても同じ関係でございますし、また標識等につきましても啓発用の看板等がございます。そういったことで450万円の計上となっております。これらにつきましては、年度当初にそれぞれの項目につきまして入札を行いまして、単価契約をしていくという形で、それに基づきまして平成17年度におきましても新設する場合、また補修する場合によって、設置をしていくなり補修をしていくという形でございます。

それと、特に放置自動車の関係につきましてのご指摘なんですけども、平成16年度につきましても放置自動車があったわけなんですけども、これについては昨年度は業者の方が無償、無料で引き取りをしていただいたという形の経緯がございます。新年度におきましても、そういった形につきましてはそういったことの費用とあわせて、放置自動車があった場合にはそういう対応で取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 お尋ねの財産管理費、土地借上料496万円の内訳でございます。

これにつきましては役場庁舎の東側におきまして職員駐車場1カ所、来客用1カ所、そして西側におきまして職員駐車場1カ所を設けております。この借上料でございます。内訳につきましては職員用が322万4,000円、来客用が173万6,000円でございます。

○森河委員長 □川委員。

○□川委員 まず、交通安全の関係なんですけれども、今場所等についてはその都度考えていってもらえるということなんですけれども、特に塩田橋の両端については、これは前からお願いしてます。また竜田川改修時点での覚書の中にも書いてあるわけですね。事故はない方がいいんですけれども、特にここは多いわけなんです。これは委員会でも

私指摘をしておりますんやけども、一向にその対策というんか、施設等についてもやってもらってないというのが現状なんです。やはりあんだけ事故があって、事故があるということは何かやっぱり欠点というんか、あると思うんです。やはり専門家にでも一回検討していただいて、事故のないように早急に取り組んでいただきたい。これがほかにあるところも含めてなんですけれども、特に近くにありますし、また竜田川改修時点での対策としての覚書もありますんで、ぜひともこの区間については交通安全施設整備工事ということでやってもらえるのか、対策費でやってもらえるのか、またほかの面でやってもらえるのかわかりませんが、ぜひとも私は17年度中には実施をしていただきたい。

それから放置自動車なんですけれども、今課長答弁いただいたように、去年どけてもらったやつについてはどっかへ運んでいただいたと思うんですけれども、鳩水園とそれから虹の家、前官舎ということで建てられたあの間の奥の方、16メートル計画道路の間に囲いして中に置いてあるわけですね。わしいつどけてくれはるのかな、どけてくれはるのかなと見にいても、一向に入れたままです。いう状況になってますんで、私皮肉になるかもわかりませんが、何や、臭いもんは皆何でも神南へ持ってくるのかいなと言うた覚えもあるわけなんです。早急に私はこれは処置をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は結構です。

○森河委員長 ほかの委員さんもまだ質問がございますので、先ほど□川委員もございませうけれども、13時まで休憩いたします。

(午後12時02分 休憩)

(午後13時02分 再開)

○森河委員長 そしたら再会いたします。午前中にやっておりました総務の質疑から入りたいと思ひます。□川委員どうぞ。

○□川委員 49ページなんですけれども、先ほど答弁をいただいたわけなんですけれども、やはりできるだけ自治会へ加入してもらおうような方法も頼んでいるということなんですけれども、最近、先ほど数字を示されなかったのだからわからないんですけども、未加入の方がふえてるように思ひます。やはり自治会においても、未加入者がふえてくるとやはり自治会運営にも影響してまいりますんで、今後自治会連合会とも相談してもらって、できるだけ入っていただけるような方法を町の方でも努力してもらいたいと思ひますんで、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森河委員長 ほかにございませんか。木澤委員。

○木澤委員 続きまして、それでしたら、まず予算書の54ページなんですけれども、ちょっと部長も最初の説明で触れられていましたけれども、宝くじ文化講演の開催ですね。この予算の概要の14ページにも出てきているんですけれども、これの内容というのはどういった内容のことをされるのかというのが1点と、次に57ページの防犯灯設置補助金なんですけれども、今犯罪がいろいろふえる中で、住民の皆さんから防犯灯をやっぱり暗いからふやしてほしいという声をいろいろ聞いているんですけれども、予算自体はふやしてもらってるわけですね。ですんで町としてもそういう意識で取り組んでいただいていると思うんですけれども、一定考え方だけ聞かせていただきたいと思います。

そして、次に予算の概要の方なんですけれども、これの19ページ、職員研修の実施ですね。これも一定触れられてはいたんですけども、ここで金額をふやしてきているということでは、どういった分野を広げられるのか。それとあわせて、先ほど海外の方に職員1名。

○森河委員長 46ページから71ページまでが。

○木澤委員 予算の概要の方を。

○森河委員長 概要の方をやっているわけですか。

○木澤委員 予算の概要の方でさせてもらってます。先ほどの海外に職員1名を派遣されるということで、6カ月行くということなんですけれども、これに関しましては毎年やっているわけではないということで、何年かに1回されるのかなというふうに思うんですけれども、行かれる職員さんからそうやって海外の研修に行きたいという希望があったのかどうかですね。それと費用の関係で本人負担が幾らで、町負担が幾らでいう費用の負担の部分、まずその3点についてお聞きしたいと思います。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 54ページの宝くじ文化講演の内容でございます。これにつきましては自治総合センターが行っています宝くじの収益金を活用いたしまして、文化事業を行うものでございます。斑鳩町におきましては上方演芸ということで、内容につきましては漫才、落語、奇術等の上演を予定しております。これにつきましては経費負担でございますけれども、開催に係る間接経費、つまり会場使用料等につきましては斑鳩町が負担をいたしまして、出演者の謝礼等の直接経費につきましては自治総合センターが負担をするということになっています。また、これにつきましては高取町との共催という

ことで行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○森河委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 予算書の57ページ、防犯灯の町の考え方ということでございます。57ページの負担金補助及び交付金の中で防犯灯設置補助金、それから防犯灯維持管理補助金がございます。この中で防犯灯設置補助金につきましては、質問者申されましたように本年度約20万円ほど増額をいたしております。先ほど申されましたように町といたしましても危機管理の面を考えまして、自治会から防犯灯が最近多く設置したい旨の要望がございます。そういった要望に対しまして今のところ20ワットの防犯灯でしたら全額補助でございますので、こういった要望にこたえていこうということで、増額の予算計上をさせていただいてる、また町も防犯灯を設置していただきたいということの考え方でございます。

それから、2点目の職員研修、予算の概要の19ページの職員研修の関係でございます。これにつきましては金額が80万円ほどふえております。申されましたように海外研修1人、新年度で派遣をする予定をいたしております。この研修につきましては、まず本人から希望があったのかということでございますが、昨年職員の中で来年度、17年度に海外派遣をする予定で募集を行いましたところ、1人の応募がありました。そしてその職員に対しまして面接等を行う中で、派遣を昨年度に決定をいたしております。費用の関係でございますけれど、本人負担につきましてはほとんどないと。町の旅費、それから町の旅費規定にあわせまして日当、それからこれは主催が東京財団でございますので、そちらの方からも若干外国に行きます飛行機等につきましては、その旅費がその財団から支払われることになっております。東京までの費用とか、そういった経費につきましては今回約100万計上いたしております。以上でございます。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 防犯灯につきまして住民の要求にこたえていくということで、やっていただくことには評価をさせていただきたいと思えます。

宝くじの文化講演の開催なんですけれども、ちょっと関係がないかもしれませんが、去年度の予算の中で宝くじ交付金というのが斑鳩町歳入の中にあっただけなんですけれども、ことしはそれが掲載されていないということはそれが入ってけえへんということになっているかと思うんですけども、それとは全然また関係ない別のところやということで理解していいですか。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 前年の予算におきまして宝くじ交付金というのを計上させていただきました。これにつきましては本来毎年入って収益されるものでございますが、ただ前回の予算計上につきましては、配当予定額という形で内示がございました関係で予算を計上させていただきましたけれども、17年につきましてはまだ現在配当予定額がおりてきておりません。そういった関係で、今回当初予算の計上は見送らせていただいたわけでございます。また確定いたしましたら、補正予算にて計上させていただきたいと考えております。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 55ページの女性のエンパワーメント補助金と、それとまちづくり人材育成補助金なんですが、これは具体的に女性の、予算の概要の中の11ページに女性のエンパワーメント活動の支援ということで書いてあるんですが、具体的にこの対象となるグループはどのようなグループで、今、補助を出そうとする団体というのは何人ぐらいの団体で、どのような活動をされているのかということ、両方ともちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 女性のエンパワーメント補助金、まちづくり人材育成の関係でございます。まず女性のエンパワーメントの関係でございますが、これにつきましては補助団体は斑鳩会議でございます。斑鳩会議におかれましては現在共同参画という趣旨の元に活動を行っていただいているところでございます。活動内容でございますけれども、16年度の内容で申し上げますと、まず各小学校におきまして女性共同参画の一環でございます国際化ということの中で、外国人留学生をお招きしまして、小学生とのいわゆる外国の郷土料理の共同の調理と、そういったことを通して国際化に資する内容の行事を行っています。また、昨年でございますけれども、講師をお招きしまして講演をしていただいております。

それから、人材育成の件でございますけれども、人材育成につきましては太子塾という団体に補助をさせていただいております。現在この団体におかれましては斑鳩町のまちづくりということのご教示をいただいております。そういった中で昨年におきましては里山を歩こうということで、斑鳩町の里山を見直し、郷土の何が必要なのかということを考える中で里山ウォーキングということを実施されているということでござい

す。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 人数的にもそしたら斑鳩会議と今言うてる太子塾というのは、構成メンバーってのはどれぐらいの人数でされているんですか。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 済みません、構成人数につきましてはそれぞれ約30名程度でございます。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 人数が30名程度ということなのですが、実際にここに書かれている男女共同参画社会の実現とか、あるいは実践を行う住民グループの支援をし、地域に根づいた男女共同参画社会づくりをするということの目的で、今言われた小学校と外国人留学生の交流というのは、どういうところでそういう接点というか、コンセンサスがあるんですかね。だから、僕らは素朴に男女平等参画社会、参画ということだったら、要は性別を問わず社会でやっぱり女性が社会進出を阻害するような要因を取っていくと、最終的には男女共同参画社会の実現へとそういう企画やと思うんですが、今活動としてされたことが、活動自身が悪いと言っているんやのうて、それが女性のエンパワーメント活動の支援ということとどうつながるのかというところを、ちょっともう少し詳しく説明していただきたいんですが。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 今女性のエンパワーメントということでございますけども、当然ながら男女共同参画の啓発、あるいは実践を行うグループということで補助金を出させていただいております。そういった中で男女共同参画の実践ということでございますけれども、国の基本法でございますように、一つの柱がいわゆる国際化の推進ということも掲げられています。そういった中で国際交流を通じて斑鳩町の小学生の方に国際理解を深めていただくということの中での事業を行っていただいております。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 確かに国際化なんやけど、実際に国際化を進める中で小学生と団体がするということはええことやけど、こういう形で町が補助金を出してまでせんなんのかなという部分が多少気にかかります。というのは、実際30名の方がおられるということなのですが、ほかの例えば活動をやっている社会教育団体とか、ということからしますと、

構成団体に対する一人当たりの単価割合を出したら、相当高いような補助金という形になるんですね、構成されている人員からしたら。それが今言われている内容の部分聞いたときに、どうなのかなというのをちょっと疑問に思ったもんですから聞いたんです。そういうことでされてる中で、私は助成をしてはいけないというんやのうて、やっぱり内容の話で、確かに国際やから留学生と小学生と一緒にしたんや、なんやけど、それをわざわざこういうところで、もっと何かほかの活動ないんかなというのを素朴に思いましたんで、これは意見ということで終わります。

○森河委員長 浦野委員。

○浦野委員 予算書では48ページなんですけど、この予算の概要の9ページにコミュニティバスの運行ということで組まれるんですけども、参考資料をいただきましたコミュニティバス利用者数の推移というのを見ますと、年々この利用者数が減ってきているという中で、このルートを見ても何か改善のしようがないんかなと、対費用効果といえますか、かなり金額が毎年かかってますんですけども、実際コミュニティバスの運行を見てましてもがらがらやというのが目につくわけなんです。斑鳩町の道路整備は、こういう道路の状況をうねっていますので、いわゆる点から点を移動する場合に、非常に非効率というのがこの原因だと思うんですけども、もうちょっと利用率が上がるような対策というのはないんでしょうか。

それと、2点目なんですけど、予算の概要書の16ページに防犯の体制の充実ということで、こども110番やSOSネットワークなどの地域防犯のためのネットワークづくりとなってまして、各戸に110番やSOSというような旗いうんですか、よく見かけるんですけど、最近、一般質問でも小学校の誘拐事件とか、殺人事件とか、いろいろ、防犯上、非常に問題の多い世の中ですので、こういった110番、SOSネットワークが実際に機能しているかどうか、どのように町としてはとらえられているのかどうか。その2点だけお聞きします。

○森河委員長 □田総務課参事。

○□田総務課参事 コミバスの利用者状況でございますが、全体としては、14年度書いておりますように、14年度は3万4,973人、平成15年度で3万7,860人ということで、16年度1月末まで3万1,940人ということで、全体的には利用者は上昇していると考えられます。

今、浦野委員おっしゃっておられるのは、朝8時半に出発いたします、白石畑から役

場のコースと4時半に出発いたします、東小学校から役場までの人数が減っているということで、全体的には年々ふえておるということで、住民の皆様には周知がされているように感じております。以上でございます。

○森河委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 予算の概要、16ページでございます。地域防犯の推進の中でSOSネットワーク及びこども110番、機能が充実しているのかということでございます。

こども110番につきましては、きょうまでその事例、子どもがこども110番の家に駆け込んだという事例はございませんが、ちょうど私どもとしましては、この旗を掲げることによりまして犯罪の抑止につながっているのではないかと、このように考えておりました、こども110番の家の、幼児の場合には駆け込み寺になるわけですが、通常、普段の場合には犯罪の抑止と、犯罪者への抑制につながっているのではないかと考えております。

それと、SOSネットワークでございます。これにつきましては、平成16年度実績で申し上げますと、1件ございました。徘徊されています老人の方等の捜索でございますが、平成12年から実施をしてきておりますが、過去5回利用いたしております。その中で、このSOSネットワークを通じまして発見した事例もございますので、今後とも続けていきたいと、このように考えているところでございます。

○森河委員長 ほかにございませんか。三木委員。

○三木委員 二つお尋ねいたします。ちょっとダブりますが、浦野委員が今ご質問されましたコミュニティバスの件でございます。今、□田参事の方から利用数が上がっているということですが、15年度が3万7,860人、およそ前年が3万4,973人、これ前年度のやつを1カ月に直すと、約1カ月3,150人ということなんですけど、これ1月末まで、16年度1月末ということですけど、あと2月、3月、2カ月、これでどのくらいふえると予想していますか。

○森河委員長 □田総務課参事。

○□田総務課参事 大体1日100人程度の方がご利用されておると考えておりますので、600人ふえるように考えております。

○三木委員 600人だと、2カ月ですと1,200人、単純にこれ1,200人足していしかし。そうすると、3万3,100人。これどうでしょうかね、毎年ふえていますちゅうことですけど、16年度が3万3,000人という解釈をしていいのですか、ち

よっと違いますか。

○森河委員長 □田総務課参事。

○□田総務課参事 私、今申し上げているのは、1日で100人の利用者があるということで、これは休みはありませんので30日という計算をしていただきたいと思えます。そしたら、3,000人ということで、2カ月であれば6,000人という予想をしております。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 ということは、3万7,940人ということでふえているというようなご説明だと思います。

それとですね、概要の9ページ、これのコミュニティバス運行の費用の件なんですけど、平成16年度が1,050万円から、17年度が924万円ということで、約126万円今期の予算で減っているんですけど、これは何か安くしたという特別な理由があるんでしょうか、それとも単純にバス会社が値引きしたということなんですか、その辺いかがでございますか。

○森河委員長 □田総務課参事。

○□田総務課参事 コミバスにつきましては、平成12年度から運行しております。車両につきましては5年償却ということで、その償却が1年で126万ですので、その償却は16年度で終了しております。それによりまして、1,050万円から924万円ということで年間委託が変更になっております。以上でございます。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 よくわかりました。

それでは二つ目の57ページ、これも先ほどのご質問とちょっとダブります、防犯灯の件でございます。これにつきまして、斑鳩町では防犯灯のその設置基準であるとかですね、例えば暗い場所であるとか、何メートル置きにとか、そういうものはあるんでございましょうか。

○森河委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 設置基準につきましては、現在のところございません。自治会から要望がございましたら、その希望に沿うように補助を出してきている状況でございます。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 それではですね、実は実例で、ことしの1月の初めにですね、龍田西の西公

民館に曲がる場所の左角、前田邸のあの2メートルの溝にお年寄りのおばあさんがあそこに落ちました、夕方に。それで、ちょっと痴呆ということもありますんですけども、助けて、助けてということで、あの横の駐車場に入られる方がそれを聞いて、それで前田さんの夫婦と一緒に3人で持ち上げたということがありまして、その後すぐ、あその手すりを前田邸と水島邸の横にすぐに建設の方で、岡崎さんとも話をしまして、早速10日以内でつけていただきました。本当にありがとうございます。

ただし、そのときに、防犯灯がちょっと暗いのではないかということで、夕方5時前から総務の加藤さんと一緒に現地へ行きまして見させていただきました。私、2日間見ていたんですけど、その防犯灯が岩瀬橋から25号線まで約12本ついていたんですけどね、その防犯灯のつく時間帯が皆まちまちなんです。それで、多分自動センサーで感知してつけていつているんだと思うんですけども、その辺のところもですね、夏と冬とは違うんだと思うんですけども、同じ時季でですね、私が調べた限りでは、時間の間が3回に分かれてついていったわけですね。ですから、そういうところ、多分関電がやっているんだと思うんですけどね。その辺ですね、やはりつかなかったら、非常に暗くなっていてつかなかったということもですね、防犯灯の設置をしているんですけども、そういう現に事故も起きているわけですけども、そういうことにもつながる、また、犯罪にもということもありますので、一つその辺のところをですね、電気がつく時間帯ですね、時間の差が余りないような形で、それをちょっと調べていただいて、特にそこはそういう現状になっていますので、ちょっと町としましても1回ご確認いただいて、また委員会等でもご説明いただけたらということをお願いしておきます。その点をちょっと、何かそういうような話があったかどうかちょっと確認させていただけますか、いかがですか。

○森河委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 今おっしゃいました、岩瀬橋から12本、点灯がまちまちであるということで、私はちょっと聞き及んでなかったのですが、今申されたことにつきましては早急に調査をいたしまして、防犯灯の管理が町である場合は、業者に言って点灯時間を調整する、そして、自治会であれば、自治会の方をお願いを申しあげまして調整していただくようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○森河委員長 ほかにございませんか。小野委員。

○小野委員　たくさんありますので、一問一答でお願いしたいと思います。言うとして聞いてなかったりしてもいかなので。

まず、48ページの委託料の中で、無料法律相談委託料93万5,000円ですかね、これ24回ということで、これは弁護士会かどっかにお願いされておられるんだと思うんですが、その利用者数をどっかに上げてくれたのかなと思いますので、どのぐらいの、24回ということは、1年に24回、一月に2回ぐらいのセッティングされたのかなと思いますけど、どのぐらいの利用者があって、何時間ぐらいの相談を住民がされておるのか、かいつまんで説明してください。

○森河委員長　西谷住民課長。

○西谷住民課長　無料法律相談の件数でございますが、月2回、第2、第4火曜日に行っております。お昼1時から4時まで、そして、1人20分ということで。20分1回だけ先生の休憩をとっておりますので、8名の方にご相談をさせていただいているということになります。

そして、14年度の件数でございますが、170件ございました。そして、15年度は169件で、そして、ことし16年の方は、今現在では145件相談を受けていただいている状況です。

この方は奈良弁護士会の方に、先ほどおっしゃっておられましたように、奈良弁護士会の方に委託をしております。以上です。

○森河委員長　小野委員。

○小野委員　1人20分で、1日8名まで、現在のところ。170件ということは、ちょっと水準がどうしても、具体的にどんな感じなんですか、1日8名の予定で相談に来られる方が、その何割か、いや、それ以上多いから待ってもらっている状態なのか、そういう具体的なことちゅうか、わかりやすいようにちょっとお願いします。

○森河委員長　西谷住民課長。

○西谷住民課長　相談の方は前もって予約ということで受けております。実際8名の方で予約がいっぱいになるんですけれども、その当日キャンセルとかございましたら、キャンセルも受けるということで、電話予約がたくさんの方はキャンセル待ちをさせていただいているような状況の月もございます。またキャンセルがないときもありまして、8件でそのまま予約を受けて相談を受ける状況のときもございます。普通でしたら、月に24回ということは192回することになるんですけれども、よくその当日

に予約していたのにキャンセルするとかいうこともございまして、きっちり件数は、その相談した件数と相談者と件数が合っていない状況にはあります。以上です。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 どう言うたらいいんですかね、割と住民の方が利用されているという感じでお聞きしていますが、そういう意味では、住民のためにそういうぐあいにさせていただくのはありがたいんですが、これとね、顧問弁護士の顧問料、そこの関連で、例えばこういう方法も考えられないのかなと思って、その法律相談で弁護士の先生に直接いろいろ指導を受けなくてもいいような相談もあるのかなとか、また、相談に行ったけど、あんまり自分が本来のことを聞きたいと思ったことじゃなくて、質問の仕方も悪かったんかどうか、相談の仕方が悪かったんかどうかはわからないけど、余り弁護士の先生に行っても意味がなかったというようなこともちらっと聞いたんです。これはまことに先生に申しわけないんですけどね。だけど、そういうことも考えていったらね、もう少し顧問弁護士の顧問料というのは、これは別の意味もあるのかなと思うんですが、それらを活用して、これらの方法も考えられるんじゃないかなということをおっしゃってらっしゃるんです。

無料相談というのは、相手が違うということで、こういう制度があるから利用しているということでは、ちょっと工夫が足りないかなと思いますので、そういう方向での考え方はできないものかどうかお聞きします。

○森河委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 我々の町の行政の顧問弁護士につきましては、専ら町で、委員さんもおっしゃったように、専ら町の関係でのいろいろな諸問題につきまして相談に乗っていただいて、それがまた事件になりましたら、また別の方法ということになりますけど、とりあえずそういう相談に応じていただいておりますというような状況でございまして、そういった関係の中で、やはり先生は町の顧問弁護士以外にいろいろな、いわゆる弁護士活動をされている中での顧問弁護士を我々の一定のその範囲の中でやっていただいておりますので、今おっしゃったような関係についてまで、範囲まで広げて受けていただけるかどうかについては、顧問弁護士料ということは別にいたしましても、少しやはり難しいような気がいたすところでございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 経費の節減というのじゃなくてね、やはりその総括質疑でも報償費のことに

ついでに同じような考え方ということも松田議員もおっしゃっていますし、何とか一つずつちょっとでも報償費のことについての考え方も変えていってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、次の49ページで、これは簡単なことですが、負担金補助金及び交付金の中の地域集会所施設整備費補助金ということで、これはどっかの自治会から10月ごろですかね、前もって出されて、それで予算計上されておると思うんですが、どっかに乗せているのかどうかわかりませんが、具体的にどこから予算要望といいますか、事業の予定があるんですか。

○森河委員長 田総務課参事。

○田総務課参事 集会所補助金に関しましては、自治会といたしましては4自治会ということで、一つは斑鳩荘園、神南、幸進町と小林ハイツは共同でされるということで、4自治会予算計上しております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 4自治会でトータル230万円ということは、新築じゃなくて修理ということによろしいですね。

そしたら、次に52ページです。先ほど質問があった中身のことでちょっと続けてお聞きしたいんですが、使用料及び賃借料の14万円で、土地借り上げ料ということで、先ほどだれか聞かれたときに、職員の駐車場として322万何千円かということで、職員の駐車場ということは、現在、2箇所あるんだと思いますが、それと住民に対応している駐車場の借り上げ173万円、そのトータルが496万円ということですが、そしたら、職員に駐車料金というんですか、月々幾らかとっておられるんですが、そのトータルとこの借り上げされている金額との差は幾らぐらいあるんですか。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 お尋ねの駐車場の件でございますけども、平成16年度の決算見込みから見ますと、大体101台の駐車がございます。そういったことで360万円程度の収入を見込んでおります。ということで、約40万円弱の赤字が出てまいります。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 101台で360万円ということになりました。それでね、そしたら360万円ほど雑入で入ってきて、今借り上げとして322万なんぼかの予算を組まれていると。ということは、どう考えたら、そのプラスになる分については、プラスにな

っているからいいというもんじゃないと思うんです。職員の駐車場を町で借り上げて、そして、職員からいただくということについては、この駐車場を経営しているんでもないしね、町としては、やはりこれはプラスマイナスゼロになってほしいと思いますし、片方の東側の駐車場なんかは大分舗装もされている、実際現場を見に行かないのであれやけどね、立派なというんですかね、経費がかかっているように思うんです。それは地主さんが全部されたのか、町の方でされているのかということについてはどうなんですか。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 今おっしゃいます前段の分でございますけども、おっしゃるように借り上げ料が322万円ございます。また、維持管理費もございます。そういった中で必要な費用については職員からいただくという考え方のもとに、おっしゃるようなプラスマイナスゼロになるような考え方でもって徴収をさせていただいております。

また、先ほどおっしゃいますように駐車場の整備等もございます、そういった減価償却費的なものについても合わせて考えさせていただくものでございます。駐車場の整備につきましては、町が施行主体でございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 ということは、西側と東側は大分条件が違うと思うんですが、職員が利用されるんについてもね。それから、民間から借り上げるときの条件も違うと思うんですが、それらについては、全く公平にやられているのかというようなことなんですが、地代にどのように反映されているのか。例えば造成費にいろいろかかっているから借り上げの土地は平米当たり何ぼになっているんやと、それらについては今どうのこうと言うても、出してもらっても一緒やけど、そういうのはしっかりと計算されて、トータル的にいいんだというのもそれは一つのやり方ですけど、やはり貸主が別だと思わうんですが、まず、その貸主は地権者でいいんですか、それは別なんですか、同じ人ですか。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 職員駐車場に限って申し上げますと、地権者は東、西、それぞれ別々の方でございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 その点、今のこの予算委員会でどうのこうのと言うことは、これ以上はやめ

ておきますが、その姿勢だけ聞かせていただいております、やはり多過ぎもなく、少な過ぎもなくということで、今後推移を見ながらやっていっていただきたいということだけ申し上げておきます。

次に、たくさんあって申しわけないです。58ページの青少年対策費の中の臨時職員賃金というのはどういうもんなんですか。ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、どういう職員を雇われて賃金を出しておられるんですか。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 58ページ、青少年対策費の中の7番の賃金でございますが、これにつきましては、皆さん公民館の方で青少年の悩み事相談をしていただいております先生の賃金ということで計上させていただいております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 青少年悩み相談の方の臨時職員ということで計上されておるということで、わかりました。

次に61ページで委託料、この中で固定資産税評価替業務委託料140万7,000円と、それから固定資産路線評価業務委託料814万7,000円、これらについてこういう委託をしなくてはならないようなあれなんかとちょっと単純に思っているんですが、どういう業務になるのか、素人にかわかりやすく簡単に言ってください。

○森河委員長 植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 まず固定資産税評価替業務委託料でございます。これにつきましては、電算機でございますが、このシステムですね、評価替え毎年3年に1回、平成18年に評価替えの年になります。この評価替えをするために鑑定等におきまして価格を決定するわけでございますが、これに伴う税額を出すときの電算の変更等に係る費用でございます。

それから、固定資産税の路線価業務委託料というものがございまして、これも18年評価替えにかかるものでございまして、町内124カ所の鑑定ポイントをとりまして、これをもとにいたしまして各斑鳩町の町道ないし道路でございますが、これに対し全部路線価を布設していくという作業を行うわけでございます。これに伴う費用でございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっとわかりにくいんですが、電算化のそういう業者に委託しているのか、

また、鑑定業務のどこへ委託するのか、どちらですか、ちょっと聞き漏らしたので。

○森河委員長 植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 鑑定とこの路線価と同じでございますが、業者に委託しているものでございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 私のちょっと質問の仕方が、鑑定業務の鑑定士のところへそういう路線価のことについてのことを出されているのか、そういうことでいいのか。そしてまた、この評価替え業務というのが全く別個のもので、3年に1回の評価替えについての資料づくり、資料をそういうところに委託されるのか、ちょっとそこらがわかりにくいのでお願いしたいんですけど。

○森河委員長 植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 鑑定業務は鑑定士が行います。この路線価布設業務につきましてはコンサルですね、こういうものが行うということでございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 コンサルという名前のもとの委託されているということなんですが、その委託されるときは入札かなんかでされておるんですか、その業界に対してどのようにされているんですか。

○森河委員長 植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 これにつきましては、この路線価業務につきまして相当な作業量がございます。これにつきましては、3年間で路線評価替えの作業を行うということをやっております。だから、3年間継続して同じ業者で委託しているということでございます。

○森河委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 これにつきましては、ずっと過去から関連してやはり作業をやってもらう関係がございますので、やはりそういったことについてよく承知していただいている、いわゆるそういったところでなかったら、やはりいろいろな誤りがあれば、やはり固定資産税は正確にしなければならんという関係もありますので、こういったところでやはり発注させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 だから、入札制度を随契でやっておるということでやる。だから、ややこし

い3年先にかかっているとかね、だから、いつからそういうふうになっているのかというのはいろいろあると思いますけどね。やはりそういうことは、この委託料についても固定化されてきているんじゃないかなということも私は懸念しますので、その点もよろしく願いしておきたいなと思います。

それと、その同じ中で航空写真図作成業務委託料、これについてもどのように発注されているんですか。

○森河委員長 植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 これも3年1回、ことし委託しようとしているわけですが、これにつきましては入札でやりたいというふうに考えております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 3年に1回町内の航空写真によって作成して、これはどういうものに利用ちゅうんですか、転用をしていける業務なんですか。

○森河委員長 植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 固定資産税につきましては、なかなか下から見ますとわからない部分もございます。そういう意味の中でも課税客体の把握ということと、現地確認ということで行っていききたいというふうに考えております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 そういう具合にして3年に1回、航空写真で課税の現況主義ということで頑張ってもらおうということで、これぐらいの費用はかけてもちゃんとやらないかなとは思いますが、何分にも狭い場所ですからね、それで余り高層の建物もないところなんですから、今、課長がおっしゃるように、空から見るのが一番よろしいんですけど、この200何万という金額をかけなくてもある程度のことはわかると思いますので、そのチェックというような形で3年に1回経費を計上されているということに対しては、別に余り言えないけどね。

その中でも地番の修正業務委託料、これは毎年ですかね、27万2,000円もありますから、ここらも含めての利用の方法も考えていてもらいたいと思います。予算がついたからやるんだというようなことではないようお願いいたします。

次に63ページの13の委託料、この住民記録移動処理業務、このこともちょっとどうということなのかちょっと教えていただきたいと思います。ただ単に住民基本台帳のいろいろな移動じゃないと思うんですが、住民記録移動というのはどういうことで必要で、

どういう業種のところへ委託されているんですか。

○森河委員長 西谷住民課長。

○西谷住民課長 住民記録移動処理委託料でございますが、住民基本台帳の方は日本電子計算、ジップと言いますけれども、そちらの方に委託契約いたしまして、転入、転出等の移動処理を行いましたデータを送信しておりますので、その方に毎月データを送りまして、そして、移動件数等を出していただいています。それによりまして自治会別とか、また年齢別、そして、転入、転出、死亡等、出生等もございますけれども、その分の移動処理を委託して行っている、その方の委託料でございます。以上でございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 電算処理業者へ委託されているということによろしいですか。

○森河委員長 西谷住民課長。

○西谷住民課長 そのとおりでございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 もう一つ、65ページで常時啓発費、前年度に比較して金額的には12万9,000円、わずかなんですが、率からいけば半分以上カットされているんですが、これは、先ほどからもちょっと言っている、報償費が少なくなったんだと思うんですが、どういう加減でこれぐらいになっているのか。

○森河委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 12万9,000円の減でございますが、これは昨年度電子投票のデモを行いました。この委託料が丸々減額になっている理由でございます。以上でございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 その明推協の委員さんへの謝金を値切ったのではないということを確認できましたので安心しました。以上で結構です。

○森河委員長 ほかにございませんか。木澤委員。

○木澤委員 予算書の54ページなんですけれども、パソコン使用料、一番下のところなんですけれども、これ金額にして1,400万円ぐらいふえていると思うんですけれども、これはどういったことかというのが1点と、あと64ページ、住基ネットワークのところ、その発行の現状について今どういうふうになっているのかお聞きしたいと思

います。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 パソコンの使用料でございますけれども、これにつきましては、おむね職員1人当たり1台ということでパソコンをあてがっております。その使用料でございます。

○森河委員長 西谷住民課長。

○西谷住民課長 住基ネットワークについてでございますが、15年8月25日から第2次稼働が始まりまして、現在2月までの計を申し上げたいと思います。

広域交付と言いまして、斑鳩町にお住まいの方が他町村で住民票を発行された件数でございますが、28件ございました。他町村の方が斑鳩町で住民票を請求された件数が17件。そして、住基カードの発行をいたしておりますのが71件でございます。以上です。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 パソコンの使用料の方なんですけども、済みません、ちょっと去年の状態っていうのがどういう状態だったかというのが、1人職員さん1台支給したというのは、前のときはどういうふうにされていたのか、去年からことしにかけてどういうふうに変ったのかなど。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 平成16年度におきましては若干7台ほど不足をしておるわけでございますけども、今年度ちょうどいわゆるリース期限が切れておりまして、引き続き使用してまいったわけでございますけれども、今年度から来年度にかけてまして機器の更新をさせていただくということでございます。パソコン機器の貸与台数につきましては若干の増を見込んでおります。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 ちょっともう一つよくわからないんですけども、金額にして大きい1,400万円ですので、職員さん1人1台使っているパソコン全部を更新するんですか。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 これにつきましては、地下の電算室にございますサーバー等がございます、サーバー、そして、クライアント等がございます、二つのすべての経費がこれでございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 さっきも話ししとって、ここで聞くのがいいのかなと最初から思っておったんですが、何ページというあれができないんですが、一応財産管理のことで情報としてきちっと入ってきていると思うんですが、奈良地方法務局の斑鳩出張所が18年2月に葛城支局に統廃合になります。あの土地は一部が4町の共有で、一部が斑鳩町単有ということなんです、そのことで国からその返還された段階で、これは生駒郡3町の町長らとどうい話をされていかれるのか、これからの問題だと思うんですが、何分にも18年2月ということで、今業者にもいろいろ話があります。当然町へも話があると思うんです。斑鳩出張所が必要ですから、例えば残りの3町も物件として、共有物件としてお持ちだと、所有権をお持ちだということですが、斑鳩出張所がなくなったらね、別に3町持っている必要がないから、斑鳩町にあるとしたら斑鳩町へどうい形かで所有権移転を言ってくるんじゃないのかなと心配しておるんですが、そのことについての予算措置っていいですか、そういうことについては今この3月議会である程度のこととはつかんでおられたと思いますし、また、何か対応できる特に何かあるんかっていうことを、含めて教えてもらいたいと思います。

○森河委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 その件につきましては、過日、奈良地方法務局の局長さんが町長のところにお見えになりまして、いわゆる今、委員がおっしゃったように、平成18年2月で斑鳩出張所が廃止されると。葛城出張所と統合されるということでございます。

その後のいわゆる利用につきましては、まず半分は斑鳩町が持っておって、あと半分については生駒郡4町で、持分で所有しているという状況でございまして、今後、生駒郡内の中で各町長さんが寄っていただいた中でお話しをされていくだろうと、この件についてお話をされていくだろうと。そういった中で斑鳩町ということになれば、その段階においては、やっぱりこういう斑鳩町の規則についてのやはり予算措置とかいうような話については、その段階において議会とも相談させていただいていかなきゃならないと。今の段階においては、そういったことについてはまだ話をされていない状況でございまして、平成17年度予算については、特段、そういった関係の予算措置はしてないということでございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 こういうことを言ったら、ちょっと何かおかしい話になるのかなと思うんや

けど、私は財政の担当の課長からそういう情報がありますけど、どういう状態まで固まっているんですかと言われてたら、私自身も業者の一人としてしかわかりませんので、斑鳩出張所の所長にその旨を伝えて、やはり予算措置のこともあるということで民事局のまだ決算がおきてないので公表できませんけどということで、公務員同士のことで18年2月ということを知っていました。それで過日、前もって担当課長には報告していました。

だから今、2月15日に局長が初めておいでになった、それは公式に初めておいでになったということで、その時点でそういう話が出たら、やはりすぐ対処せないかなだろうし、前もってそういうことは、国の行革で斑鳩出張所が一番後で統廃合となっていくしますので、そういうようなことも担当課長の方もいろいろ心配しているからということで、私はここの斑鳩出張所の所長に無理を言って情報を流してもらったといえ、あれやけど。お互いの行政がスムーズに行くようにということで配慮してもらったと、そのように私は思っているんですが、やはりもうその時点でね、18年の2月ということを確認しているということを使うのでね、やはりどっかで対応、きちっとしたことが公式に出た場合、きちっとした対応ができるようなやっぱり予算を組んでおいてもらいたかったなど。どっかでやれるんだということやったら、それでよろしいし、そのことをちょっと今この予算委員会でお話をさせてもらっておいて、すぐに対応できるようにだけお願いいたします。以上です。

○森河委員長 ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようでございますので、これをもって第2款総務費に対する質疑を終結いたします。

次に第3款民生費について審査に入ります。説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 第3款民生費につきましてご説明を申し上げます。

第3款民生費につきましては、本年度は17億7,095万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、4,728万円、2.8%の増であります。その増となりました主な要因でございますが、老人保健特別会計への医療費分の繰出金の増、また、新規事業として取り組みます、ふれあい交流センターいきいきの里の増設工事費等が増となった主なところでございます。

それでは、各科目ごとにご説明を申し上げます。

まず、71ページから73ページの第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費でございます。本年度予算額は2億1,828万2,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、426万7,000円、1.9%の減でございます。職員にかかります人件費と73ページにございます、19節の社会福祉協議会への補助金等々の負担金補助及び交付金、そして、同ページの28節の繰出金で国保特別会計への関係で繰り出しを行います、それ等が主なものでございます。

まず、28節におきましての繰出金でございますが、国民健康保険事業特別会計へ7,388万6,000円を出産・育児一時金繰出金と制度上の負担割合に応じまして繰り出すもので、前年度予算と比較をいたしまして、113万6,000円、1.5%の増となっております。

次に、73、74ページの第2目の国民年金事務取扱費でございます。

本年度予算額は1,035万7,000円の計上でございます。前年度予算額と比較をしまして96万5,000円、10.2%の増となっております。国民年金事務につきましては、法定受託事務としまして第1号被保険者の資格関係届けや、保険料免除などの手続を行っているところでございます。平成17年度からは30歳未満の若年者に対します納付猶予制度が創設をされ、その手続につきましても町で行うこととなっております。

また、昨今の年金制度への関心の高まりから、窓口相談が多くなってきており、制度の正しい認識と理解を持っていただくため、社会保険事務所と連携を図りながら相談業務に努めております。歳出予算の主なものといしましては、人件費と電算ソフト料でございます。電算ソフト料でございますが、制度改正に伴います電算システムの変更にがかかります経費につきましても、これが増となった主な要因でございます。

次に75ページから77ページの第3目の老人福祉費でございます。

今年度予算額は2億5,358万7,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして1,462万8,000円、6.1%の増でございます。増となりました主な要因でございますが、介護保険事業計画は法の定めるところによりまして、3年に1度見直しを行うこととされているところでございます。このことから、老人保健福祉計画と合わせまして、平成18年度からの第3期事業計画の策定を行うために要します経費の計上、また、老人保健特別会計への医療費分としての繰出金が医療費の伸びなどによりまして増となったことによるものでございます。

75ページの13節の委託料についてでございますが、2,867万円を計上いたしております。先ほどご説明を申し上げました介護保険事業計画、老人保健福祉計画の策定委託料といたしまして200万円のほか、在宅介護支援センターの委託料として1,707万5,000円を計上いたしております。社会福祉協議会と第二慈母園に業務を委託する中で、高齢者やその介護者の相談に24時間体制で応じますとともに、介護保険に該当しない方を含め、援助を必要とする方への生活支援、介護予防等の各サービスの調整などを行っていただいているところでございます。また、引き続き援助を必要とされる一人暮らしの高齢者等への配食サービス、緊急通報装置の貸与等、介護保険以外のサービスにも取り組んでいるところでございます。

76ページの19節の負担金補助及び交付金では、3,834万1,000円を計上いたしました。三室園組合への負担金のほか、斑鳩町老人クラブ連合会への助成などがございます。

同じページの20節の扶助費では、4,072万6,000円を計上しております。養護老人ホームへの施設入所にかかります措置費2,216万2,000円のほか、高齢者優待券の交付事業や介護手当の支給、紙おむつの支給など、高齢者の生活支援、家族介護の支援を引き続き実施をしております。

次に、77ページの28節の繰出金でございます。

老人保健特別会計へ1億4,425万7,000円を制度上の負担割合に応じて繰り出すもので、前年度予算額と比較をいたしまして1,727万2,000円、13.6%の増となっております。平成14年10月の制度改正によりまして、町の公費負担割合が5年間で20分の1から12分の1に引き上げられることが増額の要因でございます。

次に同じページの第4目の老人憩いの家運営費でございます。

本年度予算額は1,747万6,000円を計上しております。引き続き高齢者の憩いの場やレクリエーションの場として利用していただけるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、78ページの第5目の新生活振興費でございます。本年度予算額は前年度と同額の10万5,000円を計上いたしております。生活学校の運営・活動内容の充実を図りますとともに、生活学校として環境保全意識の高揚に取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に78ページ、79ページの第6目の医療対策費でございます。

本年度予算額は1億1,387万3,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、1,342万1,000円、13.3%の増となっております。県の補助を受けまして、高齢者、乳幼児、母子家庭、心身障害者等の医療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減と受診機会の確保に努めているところでございます。

この県費補助事業は、平成17年8月以降、新たに65歳に達する高齢者を補助対象とせず、経過措置を設けて老人医療費の助成を廃止することとか、母子及び心身障害者の医療費助成対象者からも一部負担を求めるなどといった内容の制度改正が8月1日から実施されることになっております。

当町では、これまで乳幼児医療費の助成の対象者の所得要件の撤廃や年齢の引き上げ、また、心身障害者医療費助成の対象者の障害程度の緩和といったことなど、独自の施策として実施をしてきているところではございます。これら対象者の健康保持の観点から、老人医療費助成につきましては、財政状況が許す限り県費補助対象外の方につきましても、これまで町で負担をしております1割分については助成を継続し、また新設をされます一部負担につきましても負担を求めることなく、全額助成を続けていきたいと考えているところでございます。なお、助成金の支払につきましては、原則、自動償還払いに統一して実施をしてみたいと考えております。

次に79ページ、80ページの第7目の人権対策費でございます。

今年度予算額は137万3,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をしまして15万8,000円、10.3%の減でございます。今なお、部落差別を初め女性や高齢者、障害者、外国人等に対するさまざまな差別や人権侵害も根強く残っております。また、最近では児童虐待に関する事件の多発や落書き及び投書、インターネット掲示板への差別書き込みなどといった匿名性の高い差別事象がふえていると言われております。このことから、引き続きあらゆる差別の撤廃や人権侵害に対するなお一層の取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に同じページの第8目の国民健康保険医療助成費でございます。

本年度予算額は1億1,529万8,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして、229万2,000円、2.2%の増でございます。国保財政の基盤安定に資するため、国民健康保険の一般被保険者にかかる国民健康保険税の軽減相当額を一般会計から繰り出すものでございます。

次に81ページの第9目あゆみの家管理運営費でございます。115万5,000円

の計上となっております。施設を適切に維持管理を行うのに要します経費を計上させていただきます。

次に、第10目の福祉会館管理運営費でございます。

本年度予算額は237万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして22万2,000円、10.3%の増でございます。社会福祉活動や介護サービス事業の拠点としての施設の維持管理に伴います経費が主なものでございます。

また、訪問介護事業に伴いますミーティングや相談業務のための相談室の改修を行うための経費につきましても計上をさせていただいているところでございます。

次に81ページから85ページの第11目の障害福祉費でございます。

本年度予算額は2億4,634万5,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、1,283万3,000円、5%の減でございます。

まず、支援費制度についてでございますが、本年度は、前年度の実績をもとに予算措置をさせていただいているところでございますが、通所授産施設への入所につきましては、前年度より2名増の12名で予算計上をいたしております。これら支援費に要します経費につきましては、扶助費のところでは身体障害者、知的障害者（児童）ごとに、また、サービスの種類別に計上をさせていただいております。

また、昨年度に障害者福祉計画検討委員会を設置いたしまして、斑鳩町障害者福祉計画の見直しを行ったところでございます。今後、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会の設置をいたしまして、この計画の進捗管理や評価を行っていただきますとともに、見直しに際しましてもご意見やご検討をいただき、施策の充実を図っていきたくと考えております。

なお、83ページの13節の委託料につきましては、553万2,000円の計上をさせていただいております。これは療育教室、心身障害者（児）ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集い、移動支援事業、リスト付きバスの運行事業を実施するために要します経費でございます。

また、19節の負担金補助及び交付金では、2,438万8,000円を計上させていただいております。主に福祉作業所「虹の家」への運営補助金、在宅重度精神障害者ホームヘルプサービス事業費補助金、精神障害者小規模作業所及び精神障害者小規模授産施設に対します負担金で、障害者の地域社会での自立を図っているところでございます。

84ページの20節の扶助費では、2億1,099万9,000円を計上させていただ

いております。その主なものでございますが、身体障害者（児）に対します補装具の交付・修理事業として800万円、重度心身障害者等福祉年金といたしまして2,000万円、支援費の支給費といたしまして1億7,523万8,000円などといった経費の計上となっております。

次に、85ページから87ページの第12目のふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費でございます。今年度予算額は、5,741万5,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしますと、2,352万2,000円、69.4%の増となっております。現在、ゲートボール場として使用をされております敷地を利用いたしまして、大広間を増設するための工事費等に要します経費が増額となりました主な要因でございます。これは既存の小広間は各種団体等の会合などに利用していただいているところでございますが、収容人員も小人数で、利用も限定されてきますことから、より町民の方に幅広く利用をしていただきまして、また、あわせて利用者の方には入浴もしていただくという考えで整備を行わせていただくものでございます。当該ふれあい交流センターいきいきの里の利用状況につきましては、2月末現在での入浴者数は、前年度の同月末と比較をいたしまして1,223人減の3万272人。また、娯楽室小広間の利用状況につきましては、小広間では各団体の会合で1,143人、娯楽室では、1,933人のご利用をいただいているところでございます。

しかし、利用者数は減少傾向にありますことから、料金体系の見直しを行いまして、より多くの町民の方に気軽にお風呂を利用していただくという考えから、町民の方につきましては現行の入浴料を今年度から値下げをさせていただくことといたしております。また、町外からの利用者の方の入浴料につきましては値上げをして実施をすることといたしております。なお、入浴料金の改正につきましては、周知文等を施設のところに掲示をさせていただいたり、広報等で周知を図っているところでございます。今後も多くの方に親しまれる施設として、引き続き円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

87ページの第13目の介護保険事業繰出費についてでございます。本年度予算額は、1億9,782万2,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、920万1,000円、4.9%の増でございます。当該費目から介護保険特別会計に繰り出しを行いますもので、保険給付の12.5%に当たります介護給付費繰出金1億4,631万3,000円のほか、職員給与費及び介護保険事務費に係ります

分の繰り出しを行うものでございます。

この科目で一番最後になって申しわけございませんが、（仮称）総合福祉会館の建設事業の関係につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。当該施設の整備につきましては、以前から町の重点施策であるということをお願いしてきております。このことから、平成16年度内の用地取得に向け、取り組んできたところでございます。用地取得等といった事業着手のめどが立ち次第に早期に対応をしまいたいという考えから、平成16年度におきまして計上しておりました実施設計などに係ります経費を平成17年度へ繰越をさせていただきます手続きをさせていただいているところでございます。

また、用地取得費につきましても、土地開発公社で予算化をさせていただき、取り組むことといたしておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

次に、88ページからの第2項の児童福祉費でございます。

本年度、4億7,163万5,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をしますと、27万9,000円の微減となっておりますところでございます。両園の平成17年度の入園申込状況でございますが、2月1日現在で、たつた保育園では、136名、あわ保育園では、164名の合計300名となっておりますところでございます。保護者の勤務の状況等により、他の市町村の保育所に入園されます広域入所につきましては、平成17年1月末で64人の方の利用があり、また、女性の社会参加の増加や就労形態の多様化や緊急時の保育に対応をいたしますため、あわ保育園で実施をいたしております一時的保育事業につきましても、延べ484回の利用があったところでございます。引き続き、周知を図り、利用の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、延長保育につきましては、保護者の要望等にこたえ、現在、午後8時までは保育時間を延長し、女性の社会進出の増加、核家族化への進展に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進をいたしているところでございます。平成17年1月末で、延べ2,259回の利用があったところでございます。

また、家庭や地域が子育てに夢を持ち、子どもたちが明るく、健やかに育つまちづくりを目指すため、平成16年度内の策定を計画をいたしております斑鳩町次世代育成支援行動計画の確実な推進を図るため、斑鳩町次世代育成支援地域協議会を設置をいたしまして、この計画の進捗管理や評価を行っていただきますとともに、見直しに際しましても、ご意見やご検討をいただき、施策の充実を図っていただいたいと考えております。

それでは、まず88ページ、89ページの第1目の児童福祉総務費についてご説明を

申し上げます。本年度予算額は、1,777万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、7万8,000円の微増となっているところでございます。職員にかかります人件費が主な経費でございます。

次に、89ページから90ページの第2目の児童手当費でございます。

本年度予算額は、1億1,090万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、599万6,000円、5.1%の減となっております。

次に、90ページから93ページの第3目の保育園費でございます。

本年度予算額は、3億2,760万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、622万2,000円、1.9%の増となっております。職員に係ります人件費及び臨時保育士の賃金並びに広域入所に係る委託料が主な経費でございます。子どもを取り巻く環境が大きく変化をしております中、保護者の仕事と子育ての両立を支援をいたしますとともに、延長保育や家庭支援講座等を通しまして、地域での子育て支援事業の充実に努めているところでございます。

次に、93ページの第4目の一日里親会費でございます。

本年度予算額は、52万1,000円の計上となっております。参加者には、1日楽しく過ごしていただいております、開催を楽しみに待っておられるところでございます。本年度も担当常任委員会の委員の皆様方やボランティアの方々のご協力を得ながら、実施をしてみたいと考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

93ページから94ページの第5目の学童保育運営費でございます。

本年度予算額は、1,484万4,000円を計上をいたしているところでございます。前年度予算額と比較をいたしまして3万2,000円の微減となっております。共働き家庭の一般化、就労形態の変化によりまして、受け入れ児童数も年々増加をしている状況でございます。このことから、引き続き児童の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、95ページの第3項災害救助費でございます。不慮の災害に備えまして、名目予算をいたしまして、2,000円の計上をさせていただいているところでございます。

以上、簡単ではございますが、第3款民生費の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○森河委員長 第3款民生費について説明が終わりましたので、ここで15時まで休憩い

たします。

(午後 2 時 3 3 分 休憩)

(午後 2 時 5 8 分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

民生費に対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の 71 ページから 95 ページまでです。意見のある方、どうぞ。木澤委員。

○木澤委員 まず、予算書の 78 ページなんですけれども、一番下のところで、福祉医療システム変更業務委託料というところで、450万5,000円組まれてますけれども、この福祉医療システムに変更するということ、これは県の方から言われて、そういうふうにするというふうに分かるんですけども、この費用負担というのはどういうふうになっているのか、県が負担してくれるのか、そのことが1点と、2点目に80ページなんですけれども、これは部落開放同盟研究会に参加をしている、負担金を出しているということですね。これに関しましては、これまでも意見をずっと言ってきていますけれども、公費でその一団体の主催する、集会に参加をするということに対して、町はどういうふうを考えているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

3点目ですけれども、90ページ、ここも職員の数が去年29名から27名に変更になっていますので、その内容を教えていただきたい。その3点をまずお願いします。

○森河委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 委託料の福祉医療システム変更業務委託料、この関係でございますが、これにつきましては県の制度の改正によるものでございます。電算システムの委託料としまして、県の事業分で乳児医療分統一、それと自動償還払い、資格管理証の交付、それと自動償還払いデータの取り込み、それと一部負担金調整等、それと町事業分といったしましては、町単の老人医療の資格管理、それと町単幼児歯科等の自動償還払い、資格管理証の交付、それと自動償還払いデータの取り込み等々となっております。この関係につきましては、すべて町でございます。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 80ページの県部落開放研究集会参加負担金ということで質問でございます。これにつきましては、町職員の人権問題に対する資質の向上ということがありまして、この研究集会等に職員研修の一環として参加させていただいております。

次に、90ページ、保育園費の一般職給料で去年29人、今年が27人ということで、

2名減になっているということのご質問でございます。これにつきましては、保育園の給食調理員の2名減という形でなっております。これにつきましては、昨年度、その2名につきましては退職しまして、再任用で16年度は採用しておりました。17年度につきましては、再任用の方を希望されませんので、今の形になっております、それで2名減という形になりました。その2名減につきましては、臨時職員ということで対応させていただきます。7番の賃金というところで、臨時職員賃金の中でその2名増という形で、昨年増という形で計上させていただいております。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 今の給食の職員、調理員さんですね、臨時職員の方で対応していただけるということですが、これまでも指摘がありましたように、正規の社員、職員さんと臨時職員とのバランスの中で、臨時職員が多くなってしまって、結局、費用的に考えたらちょっとむだになっているようなところがあるのではないかという指摘もありましたので、そういうところもしっかりと考えていただいて、今後どうしていったらいいかというところも見ていただきたいと思います。

それと、2点目に質問させていただきました部落開放同盟の集会に職員を派遣しているということなんですけれども、一定人権教育ということに変わってきている中で、やはり一同盟が主催している、主催側がこれは部落開放同盟がされているんですけど、それに対して職員を派遣する。これはずっと斑鳩町はこういう形でしてきているんですけども、資料をいただいた中では、全国大会と県の大会と合わせて14万3,000円使って参加をしているわけですね。このことに対しまして、やはり県が主催するという、こういう人権も集会に参加するというんだったらわかりますけれども、やはり今、こういった部落開放同盟が、一団体が主催しているところに、公金を使って参加をするという考え方は改めていただきたいなというふうに思います。

また、その集会の内容なんですけれども、集会に参加するに当たりまして、県の方で4,500円、全国の方で4,000円という参加費を出しているわけなんですけれども、その内容というのはどういった内容になっているのか。もしここで言うだけでしたら、お願いしたいと思います。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 この集会につきましては、内容につきましては、まず人権の講演という形で、講師の方がおられまして、人権についての講演をされると、そういうものでござ

います。また、あと参加しました者が分かれまして、分科会に分かれまして、個々に討論をしたり、あと講演を聞いたりという形で、全体では講演を聞いて、その後、分科会であと研修をつんでいくというものでございます。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 この問題につきましては、この辺にしておきたいと思えますけれども、今後、やはり公費を使って一団体の主催する集会に対して参加をするということに関しましては、私としては理解ができない。今後、改めていただきたいということを意見として申し上げておきます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 まず、町長が厳しい財政の中でも福祉での後退はないという、何とか頑張っていくということで常日ごろおっしゃってますけど、ちょっと単純に今回の補助金等の、きょう見せていただいた、今の予算書では73ページに当たると思うんですが、参考資料では15ページになります。社協の補助金が817万7,000円ですか、前年度予算より減額になっているんですが、このことについてなぜそのようになっているのか教えてください。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 社協の補助金の減額になった主な理由でございますが、社協の方で会員制度という形で来年度されることになっております。その1世帯500円、これを4,000世帯と見ておきまして200万円と、5,000円ほどの50口ということで、25万円、計250万円の会費が社協の方に入るということで、その分減額するということと、あと、人件費につきまして、職員2名不採用という形になりまして、16年度に比較いたしまして222万6,500円減額になっております。

また、民生児童委員研修費助成金122万8,000円、この分も今回、社協の事務局が17年度から、民生児童委員協議会の事務局が社協に今16年度あるわけですが、17年から移動するというので、こちら福祉課の方が変わるということで、この助成金が減額となっております。また、同じように民生児童委員協議会の中で、県分会費が40万5,000円、この分も町の方で組むということになりましたので、減額となっております。その他、経費の節減ということで140万円程度社協の方でできるということを出していただいておりますので、その分含めまして前年度比較しまして817万7,000円減額という形にさせていただきます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 今までは社協の補助金として、こちらから組んで、それで社協の方の予算の中で民児協の研修費用122万8,000円ですか、それを組んであったと。事務局が以前の強化計画に基づいて17年度から福祉課に来る。ということは、この15ページの方に載っている民生児童委員研修費助成金50万円、前年度はゼロということで、これがそれに相当するものだと考えたらよろしいですか。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、言われました民生児童委員研修費助成金50万円、それは今回、民生児童委員さんの資質の向上ということで研修をしてもらうということで50万円組まさせていただきますいております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 ということは、今までやったら社協の方へ補助させていただいて、社協の中の予算の中で122万8,000円、123万円ほどですね。それで民生児童委員さんの研修をやっていただいていたのを、50万円で今年度やってくれと。そういうことで理解したらよろしいですか。

○森河委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 今まで、16年度までは、同じ科目のところの19節の負担金補助及び交付金で社会福祉協議会の補助金という形で、それも含めて補助をさせていただいておりました。民生児童委員活用助成金につきましては、約300万円ほどの分につきましては、単独でまた出させていただいておるわけでございますけれども、17年度は小野委員も今申されましたように、強化計画に基づきまして行政の方に事務局が戻ってくるというような状況の中で、今申し上げました研修の関係と、それから活動の助成金の関係等々につきましては、こちらの福祉課の方で所管をさせていただくというような考え方で計上をさせていただいております。今までは民生児童委員協議会の方という形で助成をやっておったのを、行政の方でこの研修につきましては把握をさせていただくということでご理解いただきたいと思っております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 ようわかったよ、それは、そう言うてまんのは。だから、今まで122万8,000円からいったのが、何で50万円で民生児童委員さん、特に昨年は民生児童委員さんは皆改選でしたでしょう。新しい委員さんもたくさん来ておられるんですよ。

それで、町長はいつも福祉の、民事協の委員さんにもしっかり研修してもらわんないかんのにね、今まで122万8,000円かけておられたのを、なぜ後退はないと言いながら、50万円で勉強せいと、その辺の一緒やがな。その理由を教えてくださいと尋ねると、

○森河委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 一応、私どもといたしましては、今までこの民生児童委員協議会の研修といたしまして、1泊2日で実施をされてきた経緯がございます。確かに1泊2日で研修するというのもあろうかと思えますけれども、私どもといたしましては、この予算を計上させていただいております50万円をもちまして、今、小野委員も申されておりますように、新しい委員さんもかなりおいでになりますので、そういうことで講師等も招く中でそういう委員さんの資質の向上に向けた研修をさせていただくということで、50万円を計上させていただくということでございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 こんな何回言うてもいっしょやけども、町長はいつも福祉の後退はしないと、肝心なことですやんか。民生児童委員さんは何もその人らを研修するというかね、それにそういうので節約してどういうことですかね。特に、私が今言いたいのは、去年の12月か9月かな、新しい民生児童委員さんもたくさん来ておられるんですよ。そして、町長は常日ごろ福祉の後退はない、なぜ、民生児童委員さんの研修を、それは1泊2日の方がしっかり研修できるとか、日帰りではできひんねんとか、それは金額の問題ではない。だから、しっかりと研修されたらいいということだけども、それらをなぜこのときにこんな予算の組み方をするかということですよ。そのはっきりしたことを言うてもらわなね、ほかの皆そのままキープしとるやないか。何で民生児童委員の研修費だけを切らんなん、半分以下にせないかんの。

○森河委員長 芳村助役。

○芳村助役 これは、民生児童委員協議会の研修費、これを3年間、14～16年、その研修内容を予算時にチェックをいたしました。そうした中で、その3年間の研修された内容では、県外にて研修する、また、県内のほかで研修するというのではなく、町内で十分研修できるのではないかと。県内で十分研修できるのではないかと判断を持ったわけでございます。したがって、それに相当する50万という補助金を計上させていただいたと、こういうことでございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 助役さん、昨年に何人かわられたか知らんけど、新しい民生児童委員さんが来ておられる。その過去3年間で、前の人間のときに1泊2日で行って余り日帰りでも変わらないという判断をされて、それで、もう日帰りの研修でいいと判断された。それと、私が今言いたいのは、昨年に新たに來られた方ですから、その前のデータをもってね、なぜいきなりこんだけ下げてるのか。それと、町長がいつも言うておられる福祉の後退はない。全部後退はないですよ。私はもう大分むりしてるなど、そういう判断をしています。だけど、この中で見たら、この分だけが減ってきている。こんな不自然な組み方というのは、私は納得いかんですよ、こんなもの、わずかな金やけどね。

○森河委員長 芳村助役。

○芳村助役 ともかく122万8,000円が50万円にさがったということの疑問を持たれることは当然でございますが、先ほど、申し上げましたように、査定におきまして、これまで民生児童委員会が研修された内容を十分精査をいたしております。その中には、やはり去年の平成16年度では、賢島のホテルで研修されておるわけでございます。そこに講師を呼んでおられる。そして、講師代を支払い、また、研修場所をホテルの中に支払いされておる。こういうことになれば、当然、斑鳩町内の各施設において研修しても同じことであると、このように感じたわけです。

それが、14年度、15年度も懇親程度の研修ということから考えますと、やはり今、小野委員が福祉の後退と言われますけども、それは福祉の後退ではないと。あくまでも研修自体のやはりやり方の方法であろう、このように私は思います。したがって、町としてはやはり民生児童委員の研修を充実するためにも、これまでの内容では、町内で、また県内で十分できるということの判断を持ったわけでございますので、その点、ご理解いただきたいと思っております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 そしたら、ほかの例えば、まだ見せてもらってないけど、農業委員会の研修とか、それらについての費用も組んであるはずですよ。それらについては、どうなんかな。今後、そのときに、話しましょう。それで、なぜこの民生児童委員だけそういう具合な考え方をされたということに対しては、まだ私は保留という形にさせていただきます、そういうふうにさせていただきます。それでほか、次に行きます。

75ページの委託料、これは先ほどの部長の説明では、在宅介護支援センター事業の

委託料として、社協と第二慈母園というような話だと思うんですが、その2カ所に在宅介護の事業を委託されていると、そのように理解してよろしいですか。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今言われましたとおり、在宅介護支援センターとしまして、基幹型の在宅介護支援センターとして斑鳩町の社会福祉協議会、それと第二慈母園と、ここと二つございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 そういうことは、社協というたら、一応町から補助金を出されて運営されている別法人の法人ですけど、それと第二慈母園では片や民間だと思うんですが、斑鳩町には在宅介護をされているそういう機関、施設、それは何箇所ぐらいあるんですか、民間も含めて。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 町内では、ほかに在宅介護されているのは2カ所程度。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 そしたら、社協へ委託されるということは何とかわかるんです。なぜそしたらほかにあと2カ所あるのに委託をされてないのか。その第二慈母園という具合にしておられるのか、何かそこに理由があると思うんですが、明確に、わかるようにちょっとお願いします。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 介護保険制度の中で、在宅支援センターを町の中で設置しなければならないというふうになっております。ただ、その在宅支援センターと申しますのは、町の高齢者の方、またその家族の方の介護の相談ができる窓口ということで基幹型と地域型の二つの在宅支援センターを設置して、24時間体制で在宅介護のアドバイス、また、相談業務をするということになっております。今申しました基幹型と言いますのは、今、社協に委託しておりますもので、地域型と申しますのは、第二慈母園でしていただくということにさせていただいております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 なぜ何箇所か複数あるのに、この2カ所に、その第二慈母園に絞っておられるのかなということで、ちょっとまだ納得いかない、わからないんですけどね。それはもうなぜかということはこれはほかの機会の際にも聞かなきゃあないかなと思うんや

けども、それと、87ページです。ふれあい交流センターが増築されるということで、2,300何万円の経費をかけてされるんですが、先ほどの部長のお話で、利用者数は減少しているんだと。娯楽室とか、今、増設しようとする何かね。利用者数が減少している。それは受皿がないから、小さいから減少しているのかなということもあるんですが、この増築を決めていかれる、担当の常任委員会でも説明されているんですが、何か余り利用状況というのを、減少と言われながら、増築を打ち出されたように私は思うんです。

その一つとしては、全く申しわけないけど、そのときの計画のときにもっと私ら議員としてもじっくり見させてもらったらいいと思ったんですけど、そのゲートボール場が中途半端なゲートボール場しかできなかった。それが遊んでいるということからの発想からも、そういう話が出てきたんかなと。全く以前もこういうこともあった。発想の転換やったらよろしいですけどね、何か違うことで進めていこうとしておられるように思えてしょうがないんです、増築ということに対してね。ゲートボール場も公式な形ではないらしいので余り使われてないのか、いや、地元の人らは何かそこでゲートボール以外のものでも利用しておられるのか。わざわざそれをつぶす必要もないんじゃないかなと。そのつぶさなければいけない理由というのは、今の利用者が減少している状態で、この2,300万円以上の経費をかけて増築することはあえてする必要はないんじゃないかなと、私は思うんですが、その利用者の減少とその施設の拡充、拡大、その意味合いをもう一度ちょっと説明してもらいたい、そのように思います。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 利用者の減少につきましては、前年度2月末現在での数値で説明させていただきますと、昨年度と比較しまして、入浴者の減少は1,223人となっております。ゲートボール場の使用につきましても60人の減。娯楽室の使用につきましても282人といった形で減少になっております。その主な原因というのは、お尋ねということですが、ふれあい交流センターのゲートボール場の利用は、先ほど言いましたように減少しておりますが、現在、月1回か2回、三町の老人クラブの方たちが使用されているというふうになっております。ほとんど他の利用がございませんので聞かせていただきますと、まず、ゲートボールというスポーツは人数が集まらなければできないこともありまして、なかなか最近、人数が集まらないので利用がだんだんと減ってきているということも聞かせていただいております。

また、ふれあい交流センター内の大広間36畳、それと小広間が6畳2間あるわけですが、3室あるわけですが、その利用につきましても大広間の方はおふろへ入っていただいで、くつろいでいただける場として開放しているわけですが、小広間の方につきましては、予約で申込制を採っております。ただ、団体利用するにも2室合わせて12畳ということで、大変狭いということで、15～16人程度が利用できる程度ということもありまして、その利用の申し込みの際にもう少し大きい部屋があればいいなという形でも要望を出させていただいているわけです。そういうこともありまして、今現在、考えておりますのは、100平米程度の広間を増築して、団体利用の方に使っていただけるようにまた考えています。

また、団体利用していただきまして、その後、おふろにも入っていただけるということで、入浴の方もふえるということで考えております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 さっきちょっと聞かせてもらった小と書いたのは何やとよと言わなかったけども、小広間の方もやはりそういう予約制で、あの狭いところやね、中途半端な。その利用者がこっち狭いやんかということで減ってるんだということで広げようということです。それとこの話で、もうゲートボール場は地元の方も全然使っておられへんかなと思ったけど、今、聞かせてもらったら月何回かでも使っておられるんですね。

そしたら、あの施設を計画して、陰で議会もそれを当然議決してるけどね、あんな中途半端な設計をようしたなど、私も議員の一人でそれをそれでいいと思って賛成した一人で情けないです。そんなに小手先ばかりなことやっててね、またこれ2,300万円かけていってね、どういうことやろなど。そしたら、今使っておられるゲートボール場を月1回～2回でも使っておられる地元の方に対しては、何かほかのことも考えておられるんですね。その大広間は、入浴の方はそのままあそこで休憩しておられる。小広間の方は確かに予約をしていろいろな会合とか、入浴以外の方がそこで会議したりする場所でしょう。入浴と兼ねておられる方もいるんかもわかりませんが、何か団体がそこで小広間の方を使いたいと。一緒にほかの人とずっとそないして会議したいということでされているところですけどね、その施設そのものの利用するということを考えていったらね、本当に中途半端なことですよ、これ。

だから、それで、今2,300万円か2,400万円近くかけていって、設計から入れたら2,400万円を超えるからね。しかも、ゲートボール場、不備のあるゲートボ

ール場も地元の人が月何回かしておられた。それは、つぶしてしまって何も使えないということでしょう。それではこんなことをいまさら、今こんな予算を組んでもらっているのにこんなん悪いけど、その事業自体考え直さないとおかしいと私は思います。その点について、もうちょっとしっかりした、こういうことやからやるんやと、費用対効果でいつも言うてはるんやけども、これだけ費用かけても、全然住民にとってはありがたいことでも何でもありません。そんな点もないと思ってこういうことを計画していかれるんですか。

○森河委員長 芳村助役。

○芳村助役 ふれあい交流センターの増築工事でございますけども、我々は利用者が非常に減少していると。これをどうしても払拭したいという考えであります。そうした中で、これまで利用者からいろいろ指摘がございます。もうちょっと大きい広間が欲しいと。そこで、会合をして、そして大勢の方が同時に入浴するというのも町も考えてくれと。そうなったら、相当利用度が高まるん違うかというような要望もございました。

また、今もご指摘のように月2回ほどされておられるゲートボールの方々、これについてはなくなった場合はするところがございませんけども、我々としましてはその方の理解を得ながら、天満池のグラウンドでもしていただくということを思っているわけでございます。そうした中で、あくまでもやはり今の状況がどうしても我々としては減少傾向にあるものをイメージアップするといいたいまいしょうか、そういうことを考えておるわけございまして、そういう中での大広間の増築ということを考えているわけございまして、そこら、これによって大きく入浴者が、また使用者がふえるということを確信できるのかと言われたら、これからの我々の努力によってそういう状態になると、このように思いますのでその点はよろしくお願いします。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 最後にこれについて意見を言うときです。助役さんはしっかり認識してはると思いますけどね、このふれあい交流センターは一時期凍結の状態のときがあったんです。そして、町長の施策の一つとしてコミュニティの場を図るということで斑鳩町内に地域交流館、大きなそれを9つですか、6つですか、どっちやったか忘れてもうたわ。それで、第1回目の龍田地区、そこへ建てるんだと、その事業をするんだと言うて、地元へも説明会も行って、場所の話もしながらやったときに、ちょっとその事業を凍結さすと。なぜだということで、そしたら、ふれあい交流センターが凍結のままできてある

けど、その年度替わりのときに復活できるんやと。だから、そっちへ予算を回すんだと
いうことで、泣き泣きその交流館のことを先送りしたんです。それだけの気合を入れて
の交流館だと私は認識しているんです。

それが、そんな中途半端なことで皆さんにコミュニティを凶るということで、地域交
流館というて、町長の施策の一つとして大々的にやったでしょう。あれはいつやったん
か忘れたけどね。それも選挙前のことやったんかもわかりませんな。それでもうすぼー
んと抜けてしもうてね、そのもんですよ、これは。私たちは、このふれあい交流センタ
ーは、皆さんのコミュニティの場をつぶしてまでやった、その事業やと思ってるんです。
それが、そんな中途半端なことで、また、今、小手先のことだけをやろうとする、そん
な施策でどないすんですか。それだけ意見で言うときます。

○森河委員長 芳村助役。

○芳村助役 これも今ご指摘のように、凍結した時期もございます。しかし、地元として
はどうしてもあのところにおふろをして欲しいと、いわゆる交流センターを持ってきて
欲しいという強い要望もございました。地元ですべての用地を確保するからということ
もございました。そういう中で地元が努力されて、用地を確保していただいたわけでご
ざいます。しかし、さあ工事にかかるという段階において、1人の所有者が反対された
という経緯もあります。私は土下座をついてお願いしたという経緯がございます。

こういうことで建てたふれあい交流センターでございますので、やはり我々としては今
ご指摘、多くの方のご指摘いただいている、いわゆる利用者の減少を何とか払拭しなが
らこのふれあい交流センターの充実を図ってまいりたいということで取り組んでおるわ
けでございます。そこらをご理解願いたいと。平行線をたどるかわかりませんが、
そういうことでご理解願いたいと思います。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 もう余り、助役の立場もわかってますからあれやけどね、ただ、私は今、天
満池のところへ、三町の今ゲートボールをしておられる方に行ってもらおうというのはね、
やはりそれらの状況、助役もそうして苦労されたし、その用地のことでお互いにされた
ということもまたわかってます、地元もね。そして、小さいなりにゲートボール場を
確保してもらって月1～2回で利用しておられるんですよ。だから、こちらの小広間が
小さいんだというのをね、小広間の利用のされている方と大広間を利用されている方と、
私は違うと思うんですよ。大広間の方は、結局、入浴に来られた方が休憩されていると

思うんです。それで、いろいろなことも私もちよっと聞いとるんですよ、行ったことないですよ。そのおふるもできたときには、まだ入ったことないんですよ。それで、何かの会合のときには1～2回寄せてもらいました。小広間にも行きました、大広間でいろいろなこともあったことも聞きましたので、中途半端な大きさやなど、相変わらずと、私は思っただけだね。そのゲートボール場を、案外小さいものもあると、地元の人も思っておられるのをどれだけ納得してもらえるかですよ。助役さん、まあそれは天満のあこへ行ってもらったらい。あそこについても、これは使用のあれ見てたらわりと込んでますわ、いろいろなソフトボールとか野球とか、これは利用されているんだろうと。

そしたら、そこへゲートボール場をつくって専用にするのか、いや、そのグラウンドを借りてもらってそこでゲートボールしてもらおうのか、そういうことは一体どのように考えておられるんですか。

○森河委員長 芳村助役。

○芳村助役 当然、今言われるように土日等につきましては天満池グラウンドも非常に混んでおるわけでごさいます、そういう状況の中で調整を図りながら、使用者に使用していただくと、このように考えておるわけでごさいますので、やはり先ほど申しましたように、ゲートボールの大きな大会につきましては私もこれができたときに、生駒郡の団体の会長さんに天満池グラウンドで、ゲートボール大会をしていただいて、そして、ふれあい交流センターに入っただけということの方法も取れないかというようなことも要望した点もごさいます。

しかし、会合するところがないなというようなこともありましたので、そういうことを含めながら、やはり大口利用者がまた会合される中でやはりイメージアップを図っていきたくと、このように思っておるわけでごさいます、小野委員とは平行線というのは変わらないかわかりませんが、我々としてはやはりこのふれあい交流センターを生きたまものにして、営業を行ってまいりたいと、このように考えています。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 その平行線、平行線ということも言われますけどね、やはりそこらも住民のゲートボール場を何とか工夫して、敷地はいろいろな植樹もしたし、石碑も書いてありますし、いろいろな場所もないと思いますけどね、そのときの除幕式のことで、私は同僚議員から大分嫌みを言われたんですけどね、もうちよっとあの敷地の中でゲートボール場も確保できるようなことも工夫されたらいいんじゃないかなと、私は思います。そ

れだけです。

○森河委員長 ・川委員。

○・川委員 関連するわけなんですけど、私どもこれ質問させてもらっおうと思ってたんで、小野委員のおっしゃるのも私は最もだと思うんですよ。あれを建てられたときも、私も同じような意見を言うてた。今、ゲートボール場も私はやはり正規のゲートボール場ができるようにしていただいたら、ここで試合ができるわけなんです。悲しいかな、今、あそこに□川さん行っても試合もできひん、こういうことや。もし仮にあそこで試合をやったら、先ほど助役さんもおっしゃったように、私は3遍のところ1遍でもまたおふろに入ってくつろいでくれはると思ってるわけ。そのこともせんど言うたけども、通らなかったわけです。私は、今、2,300万円ですか、2,370万円も使って、先ほど小野委員がおっしゃったように、まだここへ設計費もいりますし、そやから同じするんなら、私はもっとふろも、よそのふろを見てみなはれな。あんな遠い都祁村とか御杖村でもあんどらいいふろできたるわけです。やはりそれにあこがれて行かはるわけです、遠かっても。今度、部外者言うたらえらい失礼やけども、町外者は高くなる。そんなら同じ高くなるんやったらもっとええとこ行こうかということになると思うんです。それは確かに近いところが余計来はるかもわからんけども。

だから、同じやるんなら、私はふろも含めてもう一遍考え直してもらいたいと思うんです。ゲートボール場がなくなるんならなくなるで、あそこの天満池になりますんかな、今、農協の婦人部もあそこへ行ってます。この前かて、健民グラウンドやったら、朝から行ったら池ついてもうてできひんということは、あそこまで行ってるわけです。龍田の方が遠いところへ皆、ここやったら自転車で行けても、あそこは自転車で行かれへんの、お父さん送ってとか、お互いに送り合いしてやってるわけです。もう思い切って屋根を付けるぐらいにして、公式の試合もできるような、私は施設にすべきだと思うんです。いつも申し上げていますように、何や生半かなその施設が、やはりお金をかけるんやから、そこへちょっと余計かけてでてもまた返ってくるようにせないかん。ただやったらええだけではあかんと思うんです。私も丁度そのときに厚生委員をさせてもらって、議事録を見てくれはったらわかると思うんやけども、あそこをつくらはるときに、幸前や神南の方に怒られるかもわからんけど、あれなくしてでももっと何でいいものができひんのかと。今、バス運行してますのや、これ。運行の方法もいろいろ言いました。

だから、やはりきちっともっといいものをつくって、人をやはり寄せつけようにせな

あかんと思うんです。来てもらうようにやはり工夫せんならんと思いまんねん。ただ、つくったらええわだけでは、今はそんなんはやらないと思いますよ。たいがい、財政の何で議員皆お互いに住民から聞いているからやはりそれは要望していきますやんか。難しいのはようわかるけどでんな、それをやってもらわないと、斑鳩町の発展はないと思いまっせ。先ほど、小野委員がずっと言うてくれはったんで、それ以上申し上げませんけれども、できたら、私はやはりもう一遍抜本的に検討を加えて、私はやってもらいたいなど、その件に対しては小野委員と同じ意見です。それだけ申し上げておきます。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 私は今回のこの中では、このふれあい交流センターの件だけお尋ねしようと思いましたが、小野委員、□川委員が今お話になっているんですけども、もうちょっと角度を変えてと思っておりますが、一昨年的一般質問のときも観光にあわせて、あの場所に唐ぶろを持ってこれないかという質問をいたしました。それはむりだということでした。それと、やはり来て私も何度も言ってます。やはり、当初から、今、□川委員がおっしゃってるおふろ自体が中途半端だなど。何でこれはサウナがないんだ。何であんなロケーションのいいところに露天ぶろがないんだろうなということ、中途半端だなどということは今でも私は感じているわけですけどもね。それで、今、小野委員の方から経緯もコミュニティセンターをつくるというところにおいて、今回、ふれあい交流センターをつくってきたという経緯を聞かせていただきました。ああ、そうだったのかということ、またちょっと意識を新たにしたんですけどね。

それで、私もあの場所に新たに大広間をつくるのはどうかなと素直にそう思っております。小広間が今、15から16人利用者で、おふろに入らなくても使っていると。あそこで宴会したり、皆さんしておるわけですけども、さあ果して今度大広間をつくって、自治会の方々からもう少し大きな広間で会合できる場所をつくってくださいという要望があったんだと思うんですけどもね、果して今でさえ、この23ページのふれあい交流センターいきいきの里の充実というところに利用者の増加対策と料金見直し及び団体利用が可能になる大広間の増築というふうにうたわれているわけですけども、先ほど来の説明を聞いてましても、非常に利用客も減ってきているということですね。そういうことを踏まえますと、果してこれをつくったことによって、また、料金を見直したわけですが、見直したことによって、入浴者が増えるのか、また、料金が増えてくるのか、利用料が増えてくるのかというのもちょっと私、疑問に思っております。また、この大

広間をつくったからといって、そこでどーっと来て、その人たちが入浴もするのかというのは、私どうかなと思って、私は逆に悲観的な見方をしております。

この大広間をつくるというと、幾つかお答えいただきたいことあるんですけども、一つとして、この大広間もやはり小広間と同じように大広間だけを使う人たちに対してはやはり入浴料もとらないんですか。それが一つですね。まだ幾つかありますので。

それと、たぶん50人ぐらいだと思うんですけども、設備費もここに69万と、庁用備品と書いてありますけども、どんなような設備を入れられるのか。また、畳なのかカーペットなのか、その辺のところですね。100平米と聞いてますけども。冷暖房設備はどうなるのか、その辺のところですね。とりあえず。

それから、先ほど、私、自治会等ということでしたけど、具体的に利用目的というのは何が一番大きかったんですか。その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 大広間をつくった後の利用料ということでございますが、いま現在、小広間のほうは無料となっておりますので、今回、大広間をつくるということに伴いまして、一緒に使用料のほうをとっていきたいというふうに考えております。また、大広間を使用された方がお風呂に入られる方は、別に入浴料を払っていただくというふうに今のところは考えております。

部屋の畳であるか、またカーペットということでございますが、いま現在考えておりますのは、机を置きまして、できるだけ多くの方が座っていただけるようにというふうに考えております。備品のほうで69万円と上げさせていただいておりますのは、長机、椅子という形のものが計上しております。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 その使用料ってお幾ら予定しているんですか。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 使用料につきましては、町内の斑鳩ホールその他の施設の使用料を今後検討いたしまして設定していきたいと考えています。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 私も、町がこの大広間を使うことによって年間どのぐらいの利用者を考えているのかというのは、たぶんまだ把握をしきれてないと私も思うんですけどね、先ほど申し上げましたように、ここに大広間を持ってきて、いま聞いてみると机だということ

ですが、私、机なら商工会の3階も結構大きな広間ありますしね、そういう意味であえてここでまた来てと、それでお風呂も入ってくれという、いま聞いてみると、ここで使用料をとりますね。100平米のこの部屋、1時間幾らでということにとるんでしょう。さあ、そうしたときに、お金払ってここへ来るだろうかというのは、ちょっと私どうかと思うんですけども、やはりこの料金改定につきましても、郡山に私たちの仲間もおりまして、ときどき会います。今65歳以下の人たちが400円。外の方は500円。今度600円になるのかな。そうしますと、そんな払うなら、同じ料金だから奈良の極楽湯へ行くわと言ってるわけですね。ですから、やはり先ほど□川委員がおっしゃったように、私はやはりいきいきの里の風呂の中身を、内容を充実させて、これから入ってくるかどうかという大きな広間を2,500万かけて、費用をかけてつくるというよりかは、内容を充実して、いい湯だなと。いま最近できてる菜の花というのが、生駒の平群のところでできてますね。あれは本当の温泉なんですよ。あそこの虹の湯が今はもうかれちゃって温泉が出てこないというので、みんなそっちへ行っちゃってるんですね、人が。ですから、内容をよくすればみんな口コミで来るわけですよ。そういう意味で、私はこの広間をつくるということについては、私は再考の余地があるのではないかなということをお願いしておきまして、私たちの厚生委員の同僚もこのものをつくるということについては反対だという声も聞いております。ぜひ私はこれ、もう一回これを考え直してもいい事業ではないかなと思っております。

○森河員長 芳村助役。

○芳村助役 いま小野委員、□川委員、三木委員言われたことは私としてはわかるわけでございます。行きたいというような施設、これが必要であると思います。我々も先ほども申しましたように、この大広間をつくることによって県内の利用者の減を払拭できるかどうかは非常に難しいと思います。これは先ほども出ました。ただ減少にならないように頑張りたいということを考えておるわけございまして、やはりそういうふうなふれあい交流センターになるような、今後議会とも相談しながらやっていかなければならないん違うかなと。いま3人の意見を聞く中ではつくづく思ってるわけございまして、まずこういう広間をつくって、そして随時、そういう行きたいなという施設になるように努力をしていかなければならないと、このように思っているわけでございます。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、71ページの民生委員推薦会ですが、この

件についてお尋ねしたいと思いますが、民生委員推薦会、たぶん民生委員をだれにするかということをお委員さんが集まって推薦される、そういう会議かなと思うんですが、そういう理解でいいのかどうかということと、もしそうであるなら、そういう民生委員さんを推薦されるメンバーというのはどういうメンバーの方がそういう推薦のメンバーとされているのか、ちょっとお尋ねしときたいんです。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 いま委員の質問されました民生委員推薦会の開催ということで、昨年12月に一斉改選がございました。委員皆さんに47名の定員ということで就いていただきまして、業務にあたっていただいております。その中で今後何かの都合でやめられるという場合が出てきた場合に、推薦委員会を開いて民生委員さんを推薦していただき、民生委員さんに就いていただくというために1回開催をするということで上げております。

委員会の委員ですが、12名の委員をみております。その組織に委嘱させていただく組織としましては、議会の議員さん、また民生委員さん、社会福祉事業の実施に関係のある者、また市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者、また教育関係にある者、また関係行政機関の職員、また学識経験のある者。この中から12名の方を選びまして民生委員の推薦に当たっていただくというふうになっております。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 今の、これは後の補充の分だということ言われたんで、昨年に47名新しい委員さんが決まったということなんですが、でしたら、いま言われている47名の新しい委員さんを選出されたときもこのような、いま言われたような構成のメンバーで選出されたということなんですか。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 昨年12月、一斉改選のときにも民生委員推薦会を開かせていただきまして、推薦していただいております。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 実は、なんで私がこういうこと聞いたかと言いますと、私のところへはがきがきまして、民生委員さんの中に一生懸命してはる人もいてはるけど、自分の親もみやんとということいろいろ書いてありましたので、家族ともうまいこといってないのに、そんな人が民生委員さんやってやれるのかということ言われたんですが、それはそれな

りに私は自分の親ほっといても他人のためにするというんやったら、それはそれなりのその人の価値観やから、それはそれでええと思うんですが、ただその民生委員を決めるときに、要は民生委員はどういう人になってもうたらよろしいかということで推薦する中に、いま聞いてたら議員あるいは社会福祉関係、教育関係、学識経験ということがあるんですが、民生委員が入ってるということについてちょっと疑問を抱くんですね。民生委員は自分が自分を推薦するのか、そんなんでもええのかということがちょっとおかしいんちゃうかなど。

たぶん民生委員やいうたら、たぶん普通の平の人やのうて、たぶん上の人ならはるのちゃうかなど、通常から言うたらですよ。それで、ちょっと聞きますが、入っておられる構成メンバーの中で、民生委員というのはどういう役職の方がこの推薦のときに入っておられるんですか。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 いま申し上げさせていただきました民生委員の選出の区分ですが、民生委員法第8条で決められております。その中で民生委員という形でも上げられておまして、推薦委員として出ていただきましたのは、民生委員協議会の会長また副会長、この2名を出ていただきました。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 そういうことに入ってるということなので、僕もやっぱり自分、素朴に自分も民生委員に選ばれるのに、自分は特別でとにかく選ぶほうに回るということ自身もちょっと腑に落ちんし、例えば民生委員を仮に選んだときに、いままでおられた方が再度また引き続きやってもらうとか、いややめてもらうとか、そういうことも含めてこの推薦委員会で決められると思うんですよね。そのときに、会長と副会長が出ておられて、中でそしたら誰選ぶかということになったときに、仮に自分と意見が対立してる時、この人ははうるさいでという形の部分がこういうメンバーの中であつたら、そういうのが作用するの違うかなど。現にそういうことを私も聞いて、僕はそのときには、自分で自分を推薦するような、そんなん推薦委員の中には入っておられないだろうということ、違いますかという話はしてたんやけど、いま聞いたらやっぱりそのとおりのやつで、これはやっぱり法の中で必ず入れんなんのか、そういうのが参考として入るのかどうかというのは、法的にはどうなんですか。推薦委員にするときに必ず現職の民生委員は入れないと推薦委員会というのはできないんですか。

○森河委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 今、課長のほうからお答えをさせていただきましたように、民生委員法の第8条に、民生委員推薦会はこういう組織をもって、これらのメンバーをもって組織するということになっております。その中に、先ほど申し上げました民生委員というのが含まれている。なぜ民生委員というのが含まれているかと申し上げますと、民生委員の中でも、県のほうからのそういう推薦をしていく上での考え方なりを提示をされている部分がございます、その中で民生委員の中から推薦会の委員として委嘱する者については、民生委員協議会の会長か総務かというような者が適当であるというようなことも示されております。それらをもとにして、いま課長が申し上げましたように会長、総務が民生委員の推薦会に入っているということでご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、聞く中で、僕はやっぱり民生委員さんいろんな、これまでもどうって10人単位でやめられたりとか、いろんな苦情なり不満を聞くわけですね。それは結局、個人攻撃やないですが、長いこといって、そういう人が逆に仕切るような形で会が運営されて、なかなか先進的な意見が言えない。そういう不満が僕はずっとこのところ、10年ぐらい何人かの民生委員さんをやめられた方から話を聞くのはそういうことなんです。民生委員は一番住民の方の身近なところにおられないかん人やし、口も固いなかったらいかんやろし、面倒見のいい人やないといかんということになったら、大事な仕事なんで、推薦会については、民生委員法第8条ですか、を言われて法的にはそうなんだということを言われるとしたら、そこでは一応望ましいということで、必ず会長がいかんなんかということまではいってないわけでしょう。もう少し逆にそういう関係のない人というか、民生委員会の中で少なくとも逆にみんなで選考委員会みたいなものを委員の中で話し合うような形で、何とかそういう、客観的に民生委員を推薦するいうたら、言い方によったら今の体制を批判しているような形にとられても困るんですが、そういうシステムで僕、必要違うんかなという感じがするんですね。

本当に自分がやめようと思てやめはった人というのはそれでええと思うんですが、自分はやりたいと思てたのに、どうも推薦委員会で私の名簿にペけをつけられたみたいな、かなり具体的な話を聞いたら、ちょっとそれはおかしいんちゃうかなというふうにも思いましたんで、この辺のところは何とか検討する余地はないのかどうか、その辺のとこ

ろちよつと聞かせてください。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 今、西谷委員がおっしゃいますように、我々もそういう形ではやっぱり民生委員、11月30日に任期満了という中から、あえて選考委員に入ることがどうかということも担当の関係者に申し上げたんです。しかし民生委員法の8条に民生委員を選ばんといかんとなってますからということで、今回の場合はされたわけです。確かにおっしゃるとおりでございます。そういうこともやっぱり改めていかなければならない。民生委員法で8条がどうなっていくのか、これから県とも協議することも大事であろうと思いますが、そういうことについてはやっぱりそういうことの問題が起こらないような体制づくりというのか、そういう委員を公平に選んでいくのが大事だと思っておりますし、昨年8月から委員会が開かれて、それで9月中に大体決めていただいた。そして県・国に上げていくのですが、そういうことで今、おっしゃっていただくように10何名の退任者があったわけですから、非常にそういう点はこれからの福祉にとっては大事な方ですから、これからもその点については非常に慎重に、推薦委員会というものを真剣に真摯に考えていかなければならないと思っております。

○森河委員長 西谷委員。

○西谷委員 町長の前向きな話、検討いただきまして、一応お願いしたいと思えます。だから、どうしてもそういうことが、第8条の中でできへんとしたら、会長になった人は何期になったら、何期以上会長ができないとかやめてもらうとか、そういう物理的に新しい人が入るような形でのものをどっかで考えてもらわんと、なかなか、私も言いながら難しい問題やとは思いますがねんけども、やっぱり民生委員さんの中で、あるいはそういうことを聞かれた方から、一体町で民生委員どないして選んでんねやと、ちゃんとどういう選び方するのか発表してくれみたいなことかなり具体的に言われてますものから、この中ではこういうことが出るということは、逆に住民の皆さんが民生委員さんに対して不審を持っているとしたら、本来の民生委員さんがその仕事の中では非常に支障を来すと思えますので、ぜひとも改善をお願いしたいなと思えます。

○西谷委員長 小野委員。

○小野委員 今の西谷委員のあれで、私も3年、正確に言うたら4年前に民生委員推薦会の委員、そしてわからんなりに言うたらえらい失礼やけど、当時の議長はその委員長というように、それで厚生常任委員長と私で議会からいかせてもらいました。だから4

年前ですかね、3年前というか、前の委員さんの推薦させていただいたんですが、今の議論を聞かせてもろて、私も疑問に思ったですよ。なぜおられるんやてというような形で。こんなどないして進めるんやというて、委員長言われて、当時の担当課長は今の局長やったし、なんでこんなんやるのかなと思たりもしとった。

その中で、今、西谷委員がいろんなバツを打ってたというような情報をもらわれたというんですが、私はそのほうが問題だと思うんですよ。やはりこれ、民生委員の推薦会というのは人権問題にも関わってきますから、秘密会ですので、そういうことがあったというのがどっからか漏れているんか、あったとしたらですよ。だからそのこと自体が私問題やと思ひましてね、まずそのことは委員かだれかがそういうぐあいにして思っ
てね、推測でものを言うておられるんだなと私は認識しとんですよ。そういうことは私が委員長させてもらった4年前にはそういう推薦の仕方はなかったです。

確かに民生委員さん、現職のしかも会長、副会長です、そこへ来ておられるのは。その人の意見がどうやこうやと、これはまたもちろん言えませんが。そういう話は委員会には出てなかった、その当時はね。ちょっとあれやけど、私も聞いたですよ。そんな話があったというようなことで。一番初めに聞いたときに、そんなんおかしな話やな。それは委員としての今度は逆にほかの委員さんらの資質が問われるのと違うかなと。だから、重ねて担当にお願いしますけど、民生委員の推薦会の委員さんになられた方には、そういう守秘義務を確実に守ってもらえる人、そういうことを匂わせるような人がいても困りますので、ほかの人選のときには必ずきちんとやってもらいたい。一応要望にします。西谷委員がいろいろおっしゃってますし、その委員会というものどういうものかというのは、やはりきちんと自覚してもらって、漏れるというか、悪いことが漏れるとかそんなんじゃなくって、そういうようなもんじゃないということをやはりきちんと言うてもらいたい、そのように思いますけど、何かご意見ありますか。

○森河委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 今、小野委員さんからご指摘がありましたような形で、この推薦会を開会をいたしました直後に、今、小野委員のほうからもあったような形で、この推薦委員会については秘密会というふうなことでお話も、ご説明も申し上げて、各委員にご理解を得る中で実施をさせていただいているということで、再度推薦委員会が開催されることになりましたら、もう一度各委員に対しましてそういう形で秘密会であり、会議の内容等の方が一漏れるというような状況に、今私はそういうことがなかったとは思

っておるんですけども、そういう形で秘密会であるということを再度強調する中でご説明をさせていただきたいと思います。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 ちょっと話戻す形になってしまって申し訳ないわけですけども、さっきのふれあい交流センターの件で、町のほうで考え方として、どうしてもつくりたいという姿勢はよく見えるんですけども、私もちょっとよくわからないんですけども、ふれあい交流センター、建てる当初は地元のほうで、望んで建ててほしいというふうに言っておられたということですけども、補償工事ということでされたんですね。認識違いだと申し訳ないんですが、今の時点で地元の方というのはどういった認識なのか、町はどういうふうに把握しておられるかなというのが、そこをちょっと気になったんで聞かせていただきたい。

○森河委員長 芳村助役。

○芳村助役 地元の代表者の方に、こうして町がこういう施設を建てますのでということでご了承を願っています。結構ですよということで、何も苦情はありません。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 今の質問はこれで終わらせてもらいますので、続けてほかに3点質問させてほしいんですけども、予算の概要の25ページの介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の見直しというところで、新たに200万円計上されているんですけども、これというのはどういった内容かというのが1点と、同じく予算の概要の41ページですね。乳児健診の実施、これも金額がかなり大きく増えているんですけども、これも次世代育成支援の計画の中にも盛り込まれているので、それで増えているのかというふうに思いますけど、その内容について。ごめんなさい。これまた後で質問させてもらいます。最初の質問ともう一個。これ、予算書には出てきてないんですけども、この民生費のところでは聞けばいいと思うんですけど、これまでずっと聞いてきました安堵町の小集落事業について、前回の昨年度の予算委員会の中で覚書の中にある13世帯について、これまで斑鳩町に住民票を置いて納税をしてもらってたのかという質問がされてたんですけども、それについては調べて回答しますということで答弁されてたと思うんです。それについてはどうなっているのかなというのと、あと、その残事業に対する町の考え方というのもお聞きしたいと思います。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長　まず1点目の介護保険事業計画及び老人保健計画の見直しについてですが、今現在、第2期の介護保険事業計画は進めております。それが平成17年度で3年ごとの事業計画なんです、3年目を迎えます。ということで、平成18年度から平成20年度までの事業計画、新たな計画を策定するということで予算計上させていただいております。あと、それと伴いまして介護保険事業計画に伴いまして、同計画と一体であります老人保健福祉計画の見直しも一緒に進めてまいりたいと考えております。その200万円につきましては、委託という形で基礎調査の分析または介護保険計画の策定、また老人保健計画の改定という形で委託をさせていただくというふうに考えております。

また、今現在、国のほうで介護保険制度の見直しも行われておりますので、今後新たに町が行います介護予防サービス等も出てまいりますので、その調査のほうもしていかなければならないということで考えております。

続きまして小集落地区改良事業の残事業についてであります、現在、安堵町のほうに確認いたしましたところ、残事業は残っておりますが、まだ整備事業の方がめどがたっていないということで聞いております。今後、残事業の当然何らかの形でまた安堵町の方がされると思いますが、そのときには斑鳩町の区域についても安堵町と協議してしていかなければならないというふうに考えております。

○森河委員長　木澤委員。

○木澤委員　1点目の質問について、委託をされるというふうにおっしゃってたんですけども、業者に委託するに当たってどこまで業者に任せる形になるのか、こういった形で町の考え方を入れていくのかということについてお聞きしたいと思います。

そして、2点目で答弁の中で、残事業に対して町も取り組みの際にはやっていくということですけども、地対財特法が終わって国の補助が受けられない中で、やはり費用としては大きな額になってくるんじゃないかなというところで懸念しておりますので、また今後も聞かせていただきたいというふうに思います。

もう一つ質問させてもらった住民票を置いて納税してもらっているかという質問に対してはお答えがいただけなかったもので、それもあわせてお聞きしたいと思います。

○森河委員長　西川福祉課長。

○西川福祉課長　まず1点目の介護保険事業の計画の見直しということでの質問と思いますが、当然業者に丸ごと委託するのでなしに、町の事情が各町皆違いますとおり、業

者もその辺は把握してないと思いますので、町の職員も入りまして一緒に考えていくというふうに考えております。当然、町独自の要望、サービスも出てまいりますので、その辺の要求がサービスが実際必要かどうか調査等していただきまして、町でできるサービスは町の福祉課でできると思いますが、その辺を調整していけると考えております。

○森河委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 そうした中で斑鳩町にということで住民登録をされるということでありましたら、そういった中でのお住まいになって住民登録されるということになれば、そういった中ではやはり当然課税という対象になってくるということになりますけれども、その中で個人の土地ということになりましたら、固定資産税、そういったものにも課税するというようになってまいります。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 計画の委託のほうに関しましては、今課長のほうから答弁いただきましたように、通り一遍のものにならないように斑鳩町の方針もしっかり入れていただきたいと思います。

そしてもう一つのほうですね、植村部長から答弁いただきましたけども、住民票置いているかどうかについてもお聞きをしてたと思うんですね。今の段階ではっきりした回答が出せないようでしたら、また後刻でも構いませんので、よろしく願います。

○森河委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 小集落、整備されたところにはそういった人がお住まいというようないところがないような状況になっておりますので、そういった状況になっておりますので、先ほど申し上げましたように住民登録できるような状況でない、お住まいできるような状況でないということでございますので、当町といたしましては当然そういったことから住民税の課税というものは出てこないというふうに認識いたしております。

○森河委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって第3款民生費に対する質疑を終結いたします。

次に第4款衛生費についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、95ページから112ページの第4款衛生費につきまし

てご説明を申し上げます。

この第4款衛生費につきましては、本年度9億2,332万3,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして、1億2,778万1,000円、12.2%の減となっております。

それでは、各科目ごとにご説明を申し上げます。

まず、95ページから97ページの第1目保健衛生総務費でございます。本年度予算額は1億6,128万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして198万2,000円、1.2%の減でございます。支出の主なものでございますが、人件費及び水道事業会計への繰出金、これは97ページの28節のところでございます。及び西和衛生試験センター組合への分担金、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の分担金でございます。これは同ページの19節のところ負担金補助及び分担金の節でございます。毎年、環境、健康、福祉につきまして考え、理解し合える場といたしまして、愛と輝き夢フェスタを開催をいたしているところでございますが、平成17年度につきましては、下水道の供用開始に伴いますイベント等もあわせて行いまして、より一層環境問題を考える催しにしていきたいという考えから、実行委員会に230万円の補助金を支出をすることといたしております。これも97ページの19節のところに掲載をさせていただいております。また、王寺周辺広域休日応急診療施設組合には1,697万5,000円を支出し、休日の医療態勢の充実に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、98ページ、第2目の感染症予防費でございます。本年度予算額は3,451万4,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして288万4,000円、9.1%の増でございます。子どもの健康管理につきましては、その健康被害を最小限度に抑えるため、子どもの体調にあわせた接種が望ましいことから、乳幼児のポリオワクチン以外は個別接種で実施をしてまいりたいと考えております。これら子どもの予防接種や高齢者インフルエンザ予防接種等につきましては、今後も医師会の協力と住民の方々の理解のもと、安心して受診をしていただけるよう支援をし、感染症予防に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、99ページの第3目結核予防費でございます。本年度予算額は189万9,000円の計上でございます。前年度予算額と比較をいたしまして23万6,000円、14.2%の増でございます。結核予防法が改正され、平成17年度から結核検診にお

ける胸部レントゲン撮影が65歳以上になりましたことから、高齢者の受診勧奨を行いますとともに結核に関する正しい情報を提供し、早期発見、早期治療に努めたいと考えております。また、乳児のツベルクリン反応検査が廃止となり、BCG接種の対象年齢も4歳未満から生後6ヵ月未満に引き下げられましたことに伴い、従来の集団接種から住民の方々の利便性を考慮する中で個別接種へと移行をし、結核の感染や発病予防に努めることといたしております。

次に、99ページから100ページの第4目の母子衛生費でございます。本年度予算額は671万1,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしますと、226万5,000円、50.9%の増となっております。平成17年度から乳児の3、4ヵ月児健診、9、10ヵ月児健診を、保護者の多様化したライフスタイルや乳児の体調などに配慮いたしまして、また医師会の協力を得る中で、従来の集団健診から個別健診に変更して実施をすることといたしております。また、子どもの心身の健やかな発達や豊かな人間性を育むには、親子が食べることの大切さや他に対する理解を深め、健康や栄養に関します正しい知識を身につけることが重要であると考えております。特に、乳幼児の食育は生涯にわたる健康づくりの基礎となりますことから、健診や保育園、幼稚園に栄養士、保健士等が出向きまして、保護者に食の大切さと楽しく食べることの工夫ができるよう引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

さらに、1歳6ヵ月児歯科検診におきましても、食事の大切さや、間食をとおして歯の健康管理を支援してまいりたいと思っております。また、これからも母子保健事業におきまして、ボランティアの方々や地域の子育てサポーターなどの団体との連携を強め、保護者が安心して子どもを産み育てられるよう支援をしていきたいと考えております。

次に、100、101ページの第5目の老人保健事業費でございます。本年度予算額は6,571万5,000円の計上でございます。前年度予算額と比較をいたしまして877万円、15.4%の増となっております。昨年に引き続き基本健康診査やC型肝炎の節目健診、及び各種がん検診を実施いたしますとともに、平成17年度からの乳がん検診は、乳房X線撮影、いわゆるマンモグラフィーを導入し、40歳以上の方を対象に実施をしていくことといたしております。ただし、県下の基盤整備が十分でないことから、当町では従来からの指触診法での個別検診と、指触診プラス乳房X線撮影をあわせました検診を保健センターで実施する集団検診及び委託医療機関において受診をしていただきます個別検診という三つの方法で実施をすることとして、疾病の早期発見とともに

に住民の健康管理を図っていきたいと考えております。また、乳がん、子宮がん検診の受診間隔が2年に1回となりますことから、これらの検診の受診方法につきまして、住民の方に混乱を生じさせることのないように広報等で周知を図ることといたしております。

続きまして生活習慣病についてでございます。運動や食生活の正しい生活習慣を一人一人のライフスタイルにあわせた形で定着をさせていくことが重要となっております。そのために具体的に行動変容を促し、自らが健康づくりに取り組めるよう継続的な支援をしていく必要があります。このことから、地域、職域を含めた保健事業を実施することで、個々の意識向上だけでなく地域の中においてもお互いの健康を気遣いあえる環境作りを関係団体とともに進めてまいりたいと考えております。

また、介護予防では、できる限り要介護状態にならず自立した生活を送ることができるよう、転倒予防や痴呆予防のための身体機能向上の支援もあわせて行ってまいりたいと考えております。

次に、102ページの第6目健康づくり推進事業費でございます。本年度予算額は54万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして34万5,000円、176.9%の増となっております。食生活改善講座や料理教室などの事業は国保保健総合事業の補助対象事業でありましたことから、国民健康保険事業特別会計で取り組んでまいりましたが、平成17年度から補助対象外となりましたことから、当該費目に計上し取り組みをさせていただくことといたしております。食生活改善推進員協議会及び栄養士会に対します補助金が支出の主なものとなっております。

次に、同ページの第7目狂犬病予防費でございます。本年度予算額は51万8,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして、61万1,000円、54.1%の減となっております。前年度予算に計上をいたしておりました公用車の更新に係ります費用がなくなったことが主な要因でございます。狂犬病予防注射は毎年奈良県獣医師会の協力をいただき実施をしているところでございます。しかし、近年、集合注射による接種件数が減少傾向にありますことから、今年度におきましては、一部実施場所の見直しを行い、集合注射の接種率向上に努めることといたしております。また、散歩時の糞の放置等により生活環境が損なわれないよう、飼い主に対しまして正しい飼い方の啓発などのマナー向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、103ページの第8目火葬場費でございます。本年度予算額は2,424万8,

000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして150万4,000円、6.6%の増でございます。平成9年3月の供用開始以来、設備面、運用面ともに大きなトラブルもなく運営をしてきているところでございます。本年度におきましても、火葬設備の補修を行いながら適切な運営を行いますとともに、周辺地域の環境整備につきましても引き続き進めることといたしております。

次に、103、104ページの第9目環境対策費でございます。今年度予算額は273万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして42万9,000円、18.6%の増でございます。地球温暖化防止のため、温室効果ガス排出削減を約束されました京都議定書が採択を経て、本年の2月の16日に発効されましたことから、今後はますます町民の方々にも積極的かつ継続的な取り組みが求められているところでございます。このため、引き続き地球温暖化を防止する契機となるような啓発事業に取り組むための経費につきまして計上をさせていただいているところでございます。また、現在、町内の50名の方に環境保全推進委員を委嘱をして、身近な地域の環境問題などの活動をしていただいておりますが、この活動をより充実させますとともに地域に密着した取り組みの一層の推進を図るため、本年度から各自治会に1名の推進委員を委嘱することといたしております。このための経費といたしまして46万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、奈良県内で初めて認証取得いたしましたISO14001についてでございます。今年度末をもちまして登録期間が満了となりますことから、行政運営を推し進めます上からも有効なシステムでありますことから、更新審査を受審し、引き続き取り組むことといたしております。また、環境マネジメントシステムを家庭や学校でも運用していただくための啓発事業にも取り組むこととしており、これらに要します経費といたしまして105万8,000円を計上をさせていただいております。

また、環境問題に積極的に取り組む自治体が集い、意見交換や情報交換を行いますとともに、地域からの地球環境保全活動を推進、発信する場として、地球環境を考える自治体サミットというのが設立をされております。このサミットに参加するための経費につきまして計上をさせていただいております。さらに、引き続き環境教室「エコトーク21」を開催し、環境問題について考えていただく機会の提供や竜田川、大和川などの河川の水質汚濁防止を図る諸事業を、国や流域の関係市町村と連携を図りながら進めることといたしております。

次に、第10目の保健センター運営費でございます。本年度予算額は669万6,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして、50万7,000円、7%の減となっております。主に保健センターの維持管理に係ります経費が主なもので、住民の皆様方の健康管理の情報提供の場としての機能をより一層充実させ、利用しやすい環境づくりを行い、健康づくりの拠点としてその運営に努めたいと考えております。

次に、105ページの第11目の精神保健費でございます。本年度予算額は100万8,000円の計上となっております。保健センターにおきましては、精神障害に係ります相談を日常的に受け付けておりますが、社会復帰や居宅生活支援事業等の利用などといったより専門的な相談、助言につきましては、社会福祉法人の精神障害者地域生活支援センターに委託を行い対応をいたしているところでございます。このセンター及び県において設置をされております精神保健福祉センター等といった関係機関とも連携を図りながら、精神障害者の方々の生活支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、同ページの第12目の在宅訪問歯科診療費でございます。本年度予算額は60万6,000円の計上となっております。前年度は国保保健総合事業の補助事業として国民健康保険事業特別会計で取り組みましたが、平成17年度は補助対象外となりますことから、一般会計で対応することといたしました。在宅で寝たきりの老人に対しまして訪問をし、歯科検診を行うものでございます。寝たきりの方の栄養改善の対策は、栄養だけでなく口腔機能の低下予防の取り組みが必要であります。また、その人の生活意欲にも大きく影響を及ぼしますことから、寝たきりの高齢者が食を楽しみ、生き生きと生活できるよう努めたいと考えております。

次に、第2項の清掃費でございます。本年度予算額は6億1,685万8,000円を計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして1億4,170万9,000円、18.7%の減となっております。

まず、106、107ページの第1目清掃総務費でございます。本年度予算額は1,823万5,000円の計上となっております。前年度と比較をいたしまして749万6,000円、29.1%の減でございます。当該費目は職員に係る人件費が主なものとなっております。

次に、107ページから110ページの第2目塵芥処理費でございます。本年度予算額は4億6,771万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして

1億3,188万1,000円、22%の減でございます。これは廃棄物処理施設にかかります修繕費等の維持管理費用が減少したことが主な要因となっております。当町のごみの排出量は、平成11年度をピークに年々減少傾向を示しており、住民の方々の間でリデュース、リユース、リサイクルの3R実践が定着してきているのではないかと考えております。しかしながら、焼却灰を含む埋立処分場の残余容量が全国平均でもあと十数年で飽和状態になると言われていますことから、今後さらなる減量化を進めていく必要がございます。このことから、町が行いますごみ減量化事業と住民の方々に対しまして意識啓発事業を連動をさせ、ごみゼロ社会の実現に向けた取り組みを引き続き進めていくこととしているところでございます。

その一つといたしまして、減量化事業でございますが、資源物集団回収、家庭生ごみ減量化、空き缶のリサイクルを引き続き奨励金交付事業を実施することとして1,326万3,000円を計上いたしております。また、ビニールごみ、不燃ごみのリサイクル処理につきましては、搬入予定先の自治体と受け入れ等につきまして協議を進める中、早期にリサイクル処理へ移行できるよう努めるほか、地域の事情などにより資源物集団回収の活動が実施できない自治会を対象に、町が古紙類などをモデル的に回収を行い、その古紙類を売却をいたします古紙類モデル回収事業を新たに取る計画をいたしているところでございます。

続きまして意識啓発事業でございます。引き続き、自分たちが排出したごみがどこへ運ばれ、どのように処理されるのかを追跡し、分別の必要性や排出基準の遵守、理解していただくごみの行方探検ツアーを実施をすることといたしております。今年度は、児童向けのツアーと大人の方を対象としたツアーの実施を計画をいたしております。また、可燃ごみの3分の1は生ごみであると言われております。このことから、家庭で発生する生ごみ減量化方法を習得していただく生ごみ堆肥化講習会を引き続き実施をすることといたしております。また、平成12年度に配布をさせていただいております「ごみの分け方、出し方」の冊子につきましても、家電リサイクル法の対象品目の増加や食品トレ回収場所の増設等々の変更が生じたことから、本年度さらにごみの分別、ごみの減量化のための手順となりますこの冊子をリニューアルしたいと考えております。この意識啓発に係ります経費といたしまして141万7,000円を計上させていただいております。

そのほかに、最終処分場の延命化を図るため、焼却灰を引き続き大阪湾臨海センター

に、またビニールごみ、不燃ごみをリサイクル処理をできるまでの間、引き続き埋立処理を行うことにし、これらの廃棄物の処理に係ります費用といたしまして1億4,469万3,000円の計上をさせていただいております。このうち、ビニールごみ及び不燃物の処理にかかる経費といたしましては、1億3,582万8,000円の計上となっております。しかし、これは従来の埋立処理を1年間継続したときに要する経費であるということをご理解をいただきたいと思っております。先ほど申し上げましたように、リサイクル処理への移行における搬入先の自治体との協議が調い、年度途中からリサイクル処理に変更が可能となった場合、新たにビニールごみ用の指定袋を作成する必要が生じてくることとなります。その経費につきましては、この予算の中で対応してまいりたいと考えております。廃棄物処理施設につきましても、適切な維持管理及び安定かつ良好な施設運営を行い、ダイオキシンを初めとします環境汚染に対します周辺住民の方々の不安解消及び周辺地域の環境整備を引き続き進めることといたしております。

次に110ページから112ページの第3目し尿処理費でございます。本年度予算額は1億2,849万6,000円の計上となっております。前年度予算と比較をいたしまして237万2,000円、1.8%の減でございます。本年度におきましても鳩水園の設備機器の補修を計画的に進め、安全かつ良好な稼動に努め、当該施設の適切な維持管理並びに運営を行いますとともに、周辺地域の環境整備につきましても引き続き進めていくことといたしております。なお、鳩水園でし尿等の処理後に発生します汚泥は、現在業者委託を行い、海洋投入を行っているところでございますが、平成19年2月からはし尿及び汚泥の海洋投入が全面的に禁止されますことから、処理方法について種々検討を行っているところでございます。

また、河川の水質汚濁防止を目的としております合併処理浄化槽の設置者に対します助成につきましても、引き続き行うことといたしております。しかし、県単独事業の加算分の助成制度が平成17年度から廃止をされることとなりましたことから、斑鳩町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の補助金の限度額等の一部改正を行いまして、浄化槽設置者には改正後の補助金の助成を行っていくことといたしております。また、浄化槽の設置者には適正な維持管理が行われるよう、広報などを活用いたしまして啓発に努めたいと思っております。

次に、112ページの第4目美化推進費でございます。本年度予算額は241万7,000円の計上となっております。前年度予算額と比較いたしまして、4万円、1.

7%の増となっております。住民の方々に環境問題を考えていただく契機とするとともに、美化意識の向上、環境の保持に努めることを目的に開催をいたしております「いかるがの里クリーンキャンペーン」、「自治会内美化キャンペーン」を引き続き実施をしていくための費用を計上をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、第4款衛生費の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りますようお願いを申し上げます。

○森河委員長 第4款衛生費について説明が終わりました。皆精力的にやっていただいたから、これに対する質問はあすお受けいたします。本日はこれにて散会いたします。

(午後4時49分 散会)